

平成25年6月定例会 防災対策特別委員会（付託）

平成25年6月25日（火）

〔委員会の概要〕

西沢委員長

ただいまから、防災対策特別委員会を開会いたします。（10時34分）

議事に入るに先立ち、委員の派遣について御報告いたします。

さきの委員会以降、大西委員から調査計画書の提出がありました。内容は6月20日から6月21日まで和歌山県の稲むらの火の館・津波防災教育センター及び和歌山県庁を訪問し、震災、津波に対する教育、啓発及び災害時の避難情報等の伝達について調査するものであり、内容を確認の上、正副委員長において派遣決定し、許可いたしましたので御報告いたしておきます。なお、議長及び委員長あて委員派遣調査報告書が提出されておりますことを申し添えておきます。

それでは議事に入ります。

本日の議題は当委員会に係る付議事件の調査についてであります。付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

- 徳島県農業版業務継続計画（農業版BCP）の策定について（資料①②③）
- 特定活断層調査区域の指定に併せた市街化調整区域の規制緩和について（資料④）

中本農林水産部副部長

この際、1点御報告させていただきます。

徳島県農業版業務継続計画、いわゆる農業版BCPの策定についてでございます。

お手元にお配りしております委員会資料（その1）を御覧ください。

南海トラフ巨大地震の大津波への備えとして、被害が想定される農地等の速やかな復旧とその後の円滑な営農再開に向けまして、農業分野での態勢を構築するために去る6月7日、都道府県レベルでは全国初となります農業版BCPを策定いたしました。本県の農業版BCPは、県及び市町村が対応すべき取組をまとめましたBCP本体と、土地改良区や農業者の方々に御活用いただく別冊マニュアル集の2部構成としております。

資料中ほどの3徳島県農業版BCPの特徴を御覧ください。まず、BCP本体では浸水被害が想定されます農地面積や農業用施設の箇所を示した上で、被災時の農業用施設の状況把握チェックリスト等を記載しております。また、別冊のマニュアル集におきましては、農業用施設の管理者である土地改良区が策定すべきBCPのマニュアルや農業者の方々などが津波、塩害から円滑に営農再開するためのマニュアルを取りまとめております。

今後の推進方策といたしましては、なると金時やレンコンなどの除塩方法に関する実験

結果の追加や現場での実地訓練，また，宮城県へ派遣している本県職員の意見を反映するとともに，市町村や農業団体との連携を深めながら，更に内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

報告事項は以上でございます。御審議のほど，よろしくお願い申し上げます。

中内県土整備部長

1 点御報告申し上げます。

特定活断層調査区域の指定に合わせた市街化調整区域の規制緩和についてでございます。お手元の資料（その 2）を御覧ください。

1 規制緩和の背景でございます。命を守るとくしまー0（ゼロ）作戦条例に基づき，現在，特定活断層調査区域の指定手続が行われておりますが，この度，この調査区域指定に合わせた市街化調整区域の規制緩和策を取りまとめましたので，その概要を報告させていただきます。

2 規制緩和の概要でございます。特定活断層調査区域からの移転を推進するため，開発審査会への新たな付議基準を創設します。なお，詳細な内容につきましては次ページにお示ししております。（1）規制緩和の対象者でございます。対象者は条例の規定に基づき，調査区域内の全ての建築物の所有者とします。次に，（2）規制緩和の内容でございます。下の表を御覧ください。①の一戸建て住宅の場合，現行では大規模既存集落の基準を適用するほかなく，農地転用後 3 年以上という要件が必要となり，また②の工場や事業所など，一戸建て住宅以外の場合でも同様に収用対象事業の同一行政区域内という要件が必要となります。新規基準ではこれらの要件を削除し，移転先の選択肢を大幅に拡大し，速やかな移転を可能とする大胆な規制緩和を行うこととしております。

3 今後のスケジュールでございます。今後，関係市町の御意見やパブリックコメントによる県民の皆様の声をお聞きした後，本年 8 月に開発審査会への諮問を予定しています。その後，8 月 30 日の特定活断層調査区域の告示後，速やかに運用を開始いたしたいと考えております。

報告は以上でございます。御審議のほど，よろしくお願い申し上げます。

西沢委員長

以上で報告は終わりました。

それでは質疑をどうぞ。

森本委員

防災の委員会は，各部全ての部の方が来ていらっしゃるんで，ここで質問しようかなと思っております。本来，経営戦略部のほうで聞くものちょっと言われたんですけどね。一昨日の新聞に大きく取り上げられておりましたけども，例の復興予算の流用の問題，これ一部のワイドショーなんか先行してね，大分やって取材なんかをしてまいりました。

学校のトイレの改築とかとんでもないのもありましたけど、私が見る限り、我が県へ頂いておるんでもね、十分復興につながるんじゃないかなと。いわゆる経済の循環ということを考えたら、そういう部分もかなりあるような気がいたします。そういう面でやっぱりこの議会の場でも、きちっと県のほうで説明をしてほしいなという思いがあるんです。やっぱり流用であればきちっと返したらいいことだし、流用でない部分、解釈をしたらきちっと使えるものは、やっぱりきちっと胸を張って使うべきですしね。そういう意味でちょっとお話を聞きたいなと思っております。

一昨日の新聞も、多分、復興庁と財務省が話をしただけで、各省庁の詳細の部分っていうのは分かってはないと思うんですよね。1,000 億円やったんかな、返せと言われたんが。本県の場合も多分、財政が総計ぐらいで、余り分かってないと思うんですよね。これ分かっておる限りでいいので、各部今日いらっしゃいますので、どんなものがあるのか、大体どのぐらいがいわゆる復興予算と言われておるのか、これちょっと部ごとに簡単でいいので、教えていただきたいと思います。

楠本危機管理政策課長

経営戦略部がこの場にいませんことと、商工労働部が出席しておりませんので、概括について私のほうで御説明したいと思います。

まず、委員のお話があったように、新聞報道によりますと基金造成された約 1 兆 1,500 億円のうち未契約、未執行分が 1,400 億円であり、このうち約 1,000 億円の返還を要請した上で、残り 400 億円は使途を被災地向けに限定するよう求める方針というのが新聞報道でなされております。現時点では県には国から正式な通知等は届いておりませんで、本県の基金においてどの部分が該当するかというのも明らかになっておりません。

その本県の復興予算の造成した基金でございますが、まず平成 23 年度の国の第三次補正予算、これで約 65 億円を本県受けておりまして、23 年度におきまして地域自殺対策緊急強化基金、これが約 4,000 万円でございます。そして緊急雇用創出臨時特例基金が約 12 億円でございます。そして森林整備加速化・林業飛躍基金が約 53 億円、高等学校修学等支援基金が約 500 万円ということで、4 基金において積立てを 23 年度に行っておりまして、23 年度、24 年度において約 25 億円を既に執行しております。

24 年度末現在でいけば約 41 億円残っておりますが、25 年度も執行を予定しておりますので、今現在どのぐらいの未執行というのは、ちょっと私のほうでは完全に数字を把握しておりませんが、新聞報道が出た時点では約 16 億円というのが新聞に出てますが、これも時間によって変わってきますので、現時点の正確な数字というのはちょっと持っておりません。ただ、いずれも国の要綱等に基づきまして適正に執行した部分でございます。

森本委員

この前もニュースになっとなつたんですけどもね、やっぱり執行してしまったもの、あるいは基金に放り込んであるもの、ほとんど基金に入れておると思うんですけども、これは

返さなくてもいいんですよ。

楠本危機管理政策課長

その点も国の、これ報道等ですが、まず未執行、未契約分ということで、基金造成していても報道等では残っている分、未契約、未執行分が約 1,400 億円で、このうち 1,000 億円の返還を要請するという事なので、報道だけですが、基金に積んであってもその分で未執行とか残っている分についてというようなのが、報道ではなされているということでございます。

森本委員

これは私の考えもいろいろあるんですけど、今その危機管理部のほうにお聞きをしたいんですけどもね、例えば今さっき挙げられた林業振興の分とか雇用とか修学、こうしたほとんどがこれなんですけども、これは例えばこの復興予算として本県が使うことに対して、どのように判断をされていますか。

楠本危機管理政策課長

それぞれにつきましてはこの委員会に出席している部もございますが、まず出席していない商工労働部なんですけど、緊急雇用創出臨時特例基金でございますが、そもそもが被災者の方を含め、震災等の影響によります失業者について雇用の場を確保し、生活の安定を図るために、事業分野を限定せずに平成 23 年 3 月 11 日以降に離職した失業者を雇用した事業ということで、この震災だけの目的でなくて失業対策ということになっておりますし、特に東日本大震災に関しましては被災地限定でなくて、やはりいろんな経済的影響とか企業の問題も影響しておりますので、そういった分野につきましては、そういった趣旨からそもそも基金と認められると考えております。ただ、国のほうからはまだ明確にどういったものになってないか、報道等によりますと一部取り上げられて不正流用みたいな感じになっておりますが、そもそも認められた目的に合致しているかどうかというところであると思っております。後は各部出席している所からお答えするようになります。

高原体育学校安全課長

委員御質問のございました教育委員会関係の予算の執行について御説明させていただきます。教育委員会関係は高等学校修学等支援基金事業ということで、特定被災地域の 9 県、青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野から本県に転入してきました生徒に対しまして、先ほど委員御指摘のありました修学支援等の事業を行っております。対象の児童生徒につきましては 23 年度は幼稚園 1 名、小学校 1 名、中学校 1 名の合計 3 名でございます。金額は 19 万 4,000 円。昨年度につきましては幼稚園 1 名、小学校 5 名、中学校 1 名の計 7 名でございます。金額にいたしまして 28 万 2,000 円。今年度は同様に 39 万 4,000 円を予算としております。教育委員会関係については適正な執行ができていますもの

と考えております。よろしく申し上げます。

大和砂防防災課長

県土整備部につきましては現在、緊急雇用創出臨時特例基金を活用いたしまして、土砂災害防災意識啓発推進事業、木造住宅等耐震化緊急加速化事業、道路施設等緊急点検データ整備事業をはじめといたします13事業につきましては、新規に今年度24人を雇用する予定としております。

市原森林整備課長

森林整備加速化・林業再生基金事業でございますが、平成22年度に創設された事業でございます。平成23年11月の第三次補正予算におきまして、復興木材の安定供給対策等として拡充、延長されたものでございます。本県におきましては52億5,000万円の積増しを行いまして、平成24年度から26年度までの3年間で各種事業を実施することとしております。平成24年度におきましては間伐、路網整備あるいは高性能林業機械の整備など、そのほか川下対策といたしまして木材加工施設の整備などに18億1,400万円を活用いたしております。平成25年度におきましては27億4,100万円を予算化しておりまして、現在有効かつ適正に事業を実施しておるところでございます。現時点で予算化されてない基金につきましては約7億円ございまして、執行停止のおそれがあるわけございまして、昨日24日には林野庁のほうに問合せを行いましたところ、正式な方針等も出されておられませんので、情報が入り次第、連絡するというふうな回答を頂いております。今後、国からの正式な方針が示された段階で、今後の対応を検討するというふうなことになるかと思っております。

森本委員

今、各部ごとのを聞きまして若干安心をいたしました。教育委員会のは全く問題ないし、商工あるいは県土の緊急雇用、これ多分被災者の方を雇っとるわけではないんですけどもね、やっぱり東北復興の中で西のほうというかな、非常に景気が悪くなっている部分というのはこれ現実にありますよ。県土の関係でもね。そういう意味でやっぱり私は拡大解釈をして、東北のほうの復興の景気が良くなっただけですけども、あちらへ人がやっぱり偏在したらこちらが悪くなるというのは、これは当たり前のことであって、やっぱりその分でもこの緊急雇用の分というのは、復興予算を頂いても拡大解釈で特に問題はないんじゃないかなという思いであります、私はね。

それと林業の分で、これがほとんどなんですけども、8割方占めとるわけなんですけども、これもやっぱり東北のほうのね、去年から今年にかけて家を建てたい、しかし4か月で建つ家が半年かかる1年かかるというような。これはなぜかという材料がない。徳島で家を建てる。例えば消費税で駆込み需要があるはずなんですけども、なかなか家も建ちにくい、ちょっと時間がかかる。認可の部分で時間がかかるのはあるんですけども、材料が足らなくてちょっと待ってくださいと言うて、工事がなかなか進捗しないという部分も

あります。こういう中で東北のほうでも大きな製材会社、特に合板会社なんかが日本有数の合板会社も被災して潰れたような話を聞きます。そうした中でやっぱり徳島の優良な木材をきちっと生産して、日本国全体の中での流通に乗せるというのが私は非常に大事なことだと思うんですよね。知らん人が聞いたら、なんで東北で徳島の林業など言うかもしれないけども、やっぱり経済の流れというのはそういう中で来ておるわけですし、東北のことがやっぱりこっちへも多大な影響も来ております。そうした中で私はこれも特に文句を言われることはないんじゃないかなと思っております。

そうした中で52億5,000万円のうち7億円弱を残して、今年まで基金に入ってそれを今着々と消化をしておるんですけどもね、残り7億円についても県議会なんかでもこんな意見が出たということをやっぱり復興庁のほうにもきちっと申入れをしていただいて、本県に関して。これ知れていますよね、全額にしたって他の分も合わせて。これはもう返還をする必要はないんじゃないかと。きちっと筋を立てて、徳島県として日本全体の、東北の復興のために使わせていただきますというようなことを復興庁のほうには言ってもらいたいなど、こんな思いですし、どこかの県であったように、市長が了解しながら、何に使うか分からんお金を何十億円ももらったとか、結局返すことになりましたけども、テレビで批判をされて。それと福岡の教育委員会が便所を平気で直して、復興予算知っていましたか、知っていましたと。そういうようなことが本県では私はなかったと思うんでね。非常にこれは、頂いた復興予算、良心的に使われているなど判断をしてもいいんじゃないかなと思います。だから、この林業7億円弱、これ何とかちゃんと林業振興のために東北の復興、木がたくさん要るぞと、そういうために回り回って、この杉の大産地である徳島県できちっと使わせていただくということを復興庁のほうにお願いをしたいなと思っております。部長どうでしょうか。

三宅危機管理部長

この復興予算についての全体的な窓口としては、どうしても財政的な問題がありますので、経営戦略部になろうかと思えますけれども、ただいま委員からお話がありましたように、本県としてはこれまでこの基金等について、国の要綱に基づいて適正に執行してきているというように私どもも考えているという、県としての見解でございます。ですから、ただいま委員からお話がありました復興庁等への本県の実情をしっかりと申し入れよということについては、経営戦略部とも相談しながら本県としての現在の執行状況をちゃんと説明できるように協議をし、国にも訴えていきたいと考えております。

森本委員

委員会でもそういう意見が出たということを経営戦略部のほうにもお伝えしていただきたいと思えます。ざっと聞いた限り、他県であったような恥ずかしい使い方をしているのは全くないということで、非常に安心をいたしました。これからも復興予算についてはやっぱり厳粛厳格に国家のため、我々もいつ被災をするか分からない部分もありますので、

きちっと行政マンとしての執行をお願いいたします。終わります。

岡本委員

今、森本委員さんからね、全く同意見なんですけど、大変貴重な御意見を頂きました。たまたま林業木材業振興議員連盟の幹事長なんで、本当に有り難いお話を頂いたんですが、まさにその林業の問題は今、森本委員が言ってくれたけど、やっぱりちゃんと説明しないとかなり額が大きいんですよ。52億円うんぬんというのは、たしか中国四国地方ナンバーワン、今、西日本ナンバーワンですよ。徳島県の予算というのはすごく大きな予算なので、たしか7億円ぐらいがまだ残っておるんですが、要するに基金を予算化していないとうんぬんって今言っているんですよ。今年度いっぱい予算化しててよかったなと思っ

ているんですが、ただ残っているお金も、基金ですから25、26年度でやろうとしていることがちゃんともう決まっているわけですよ、大体ね、予算はしていないけど。その辺は十分に森本委員さんから話があったように、説明をされて、どうしても必要なんですよ。もっと付け加えて言うと、26年度の予算というのは県だけじゃなくて町村もそういう予算をもう予定して組もうとしているんですよ、25、26年度と。そんなお金が実はいっぱいあって、これは返すと大変なことになるというか、まさに森本委員から話があったけど、徳島県の経済にも大きく影響するような予算なんで、しっかり十分に必要性を説明して、これは返さないというか、しっかり予算を執行できるように頑張ってもらいたいと思うんです。これは答弁を求めないほうがいいかな。じゃあ特に森林整備のほう頑張ってください。

もう1回言いますけどね、日本全国では森とか森林というのはすごく大事にされているんですよ。大事にされている。でも、徳島県が今言った西日本ナンバーワンというのは余り知られていないんです。皆さんも知らないんじゃないかな、正直な話。だから、それをしっかり大事にしてください。森本委員さんからせつかく貴重な意見を賜ったので、私どももそれは必要だっていうことを言ってたっていうことをお伝えいただきたいなと思います。

せつかく立ったので。小松島に今、高速道路ができてまして、私はそこを走りながら、右に見ながら、ずっと県庁に来る時は必ずあそこを通過してきています。最初に申し上げておきますが、今予算もいっぱい付いて、その前は小松島というのは、用地はできてるのにどうして買いに来てくれんのんって、よう困ったことがありますけど、予算がないからっていうのは我々は言えないから。それで、予算も付いて結構できているんですよ。小松島のインターチェンジの所でいろんな構造物が今いっぱいできています。

これはできたから言うんです。何年前かにあそこに高速道路が来る時に、高速道路は盛土になるということになって、分かりやすく言うと、今度できる高速道路は勝浦川の堤防の内側にできるんですよ。勝浦川の堤防が外にある。でも、そっちのほうが高くなると。今度できる高速道路が高くなって勝浦川の堤防とこんな差があるということで、もし勝浦川の堤防が変なことになったら大変やなということが地域の中で盛り上がりました。でもそれを、何年前ですよ、その時に言うと高速道路ができないかも分からない、分かりや

すく言えばね。それで、ちょっと静かに治めて、もうちゃんと構造物ができているから、もう高速道路は大丈夫なんですね。そしたら、そのことは防災としてしっかり考えないかなって思って、今だったら言えるなと思って言うんですがね。たちまち震災とかの津波で浸水予想の図面がいっぱい出てますよね。それで、東日本大震災の時にあったように、勝浦川をずっと津波が上に上がっていくという予想っていうのはないんですよ。ないというか、多分分からないんでしょう、これね。分からないんだと思うんだけど、お聞きした範囲だと、もしその津波が起こって浸水する時に、勝浦川の堤防が最大で25パーセントまで崩れると。この辺の高さだとこの辺になると。そしたらっていう図面になっているんですよ。もし間違っていたらいけないんで、そんなところでいいか1回答弁してください。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

県が昨年10月に公表いたしました津波浸水想定によりますと、勝浦川及びその付近、勝浦川堤防付近の浸水につきましても予想しておるところでございますが、特に勝浦川の津波の遡上につきましましては、ちょうど徳島55号バイパス勝浦川橋より上流約3キロメートルにあります田浦堰の下流付近まで遡上すると想定しているところでございます。ただし、津波の浸水については川の遡上だけではなく、小松島市街から西へ流れ込んでくる津波浸水も想定しているところでございます。

それから、構造物の堤防につきましても、地震によりまして高さの75パーセントが損失するという予想で計算しておるということでございます。

岡本委員

ちょっと難しい話をしているような気もするんですが、さっきの農業版BCPね、それも今答弁されたところまではあるのよ、たしかね。ここは土木では田浦堰って言うんだよね。農林では井口堰って言うのかな。同じ堰でも名前が違うという、だから事業ができないという。まあこれはどうでもいい話ですが、要するに頂いたあれにはね、勝浦川をどのくらい遡上するというのには絵ではないのよね。色は変わっていないわけよね。それで、75パーセントまで落ちるでしょ。だから、要するに今ある堤防が25パーセントぐらいになった状態で3キロメートルまで行くということですか。それか堤防は現状のままで3キロメートルまで行くという、これ大事なところなんだけどね。ちょっと分かりにくいのよ、書いていないから。大体そうなおるんですよ。土の堤防やけん、一応崩れると。それで、25パーセントまで低くなった状態だから3キロメートルまで上がるのか、それとも全然壊れない状態だから3キロメートルまで上がるのか。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

今、堤防の高さの関係の御質問でございますが、堤防につきましましては先ほど説明いたしましたとおり75パーセントがなくなる。その高さで河川の水位と勘案して浸水想定を出しておるというところでございます。

岡本委員

今の説明だったらね、堤防が壊れんかったらもっと上がるっていうことになるんよね。それでいいんやね。なかなか想定 of 範囲っていうか難しい話なんよ、これね。なんでこんな話をするかっていうと、例えば東日本大震災の時はね、38キロメートルぐらい上へ上がっておるんよね、津波が川を。勝浦川っていうのは49.636キロメートルしかないんよ。全部行くんよ。ただ、今の小松島とか湾岸の状況からすると、曲がって行って、またこう曲がって行って、この辺からこう入るんで、まずはそんなに上がらないと思っています。それでね、これ以上もう聞きません。そういうことになるっていうのは、防災の委員会だから両方考えておいてくださいね。そこにはさっき言った田浦堰、井口堰っていうのがあって、そこに行ったら多分、今予測されている以上にあそこが逆に堰になってね、ばあっと行くんでね、田浦と前原には大変な甚大な被害が起こるということになります。それは両方考えておいてくださいね。

最初の話に戻るんですが、小松島の住民の方からすると、やっぱり外側の堤防よりも高速道路ができる堤防が高いと、仮にというか一応25パーセントまで崩れるようになっとなよね。高速道路がこう行ってね、こっちに勝浦川の堤防がある。それは今の説明だと要するに75パーセント崩れるということになって、そしたら高速道路の盛土ができたらか何かそこだけ海みたいになって、大変な状況が起こるということが想定されていまして、そんなことが実はありました。それで少し勉強を兼ねてなんですが、例えば55号バイパスの勝浦川橋、碩心館病院とか皆さん通ってるとこね、あそこあるじゃないですか。あそこは今の55号の道から高速道路の高さは何メートル高くなるんですか。

新居高規格道路課長

申し訳ございません。データを持ち合わせていないので、すみません。

岡本委員

じゃあ、高速道路の位置が、T. P. とか何とか言うんだよね、それが何メートルというのは多分分かると思うんだよな。それは分かるでしょ。だってもうできている。はるか上に行くんですよ。それはみんな知っているんですよ。後できれいにみんなに説明してほしいんだけど、分かる範囲で。

新居高規格道路課長

国道55号でございますが、ちょうど横断道をまたぐ高さでございますが、標高で18.6、約19メートルでございます。それでその周辺の地盤が約3メートルということで16メートルぐらいつっておるといような状況でございます。

岡本委員

そしたら今度、その勝浦川の堤防は河川振興課やな。今、新居さんが答弁した所の勝浦川の堤防の高さは何メートルですか。

森河川振興課長

委員お尋ねの勝浦川の国道55号との交差点付近、勝浦川橋付近でございますけれども、おおよそでございますけれども、標高で申しますと約8.5メートルでございます。

岡本委員

そしたら、19メートルと8.5メートルだから、その引いた差が高さということでもいいんですよね。いいですね。

次の質問で、そしたらもう一つは、これはみんなが分からんけん聞いてんだけど、JRがあるじゃないですか。JRの所のあそこも上がるんですよね。JRの所は、高速道路はどのぐらいの高さになるんでしょうか。

新居高規格道路課長

JRとの交差の箇所でございますが、計画の高さとして約17メートルでございます。それで周辺の地盤が約3メートルということで14メートルほどつっておるといような状況でございます。

岡本委員

じゃあ、その位置を河川振興課長。堤防の高さ。

森河川振興課長

勝浦川におけますJRとの交差付近の高さでございますけれども、標高で申しますと約13メートルということで、先ほど高規格道路課のほうから申し上げました17メートルとの差で約4メートルほど高速道路が高くなっている状況でございます。

失礼しました。JR付近は10メートルでございます。すみません。JR付近の標高は約10メートル、河川の堤防の高さは約10メートルでございます。

(「そしたら差は」と言う者あり)

3メートルの差ということでございます。申し訳ございません。

岡本委員

もう数字ばかりはこれ以上言いませんけどね、皆さんよく通っているのは国道55号、これはみんな通っているじゃない。で、そのちょっと上にJRの鉄道が通ってるじゃない。今言ったんだったら、11メートルぐらい高くあって、一番高いそこからずっとこう行くんだけど、たまたま私はそこばかり通ってきているんやけど、要するに55号のそこは、できたら11メートルぐらい上を見ないかんのよね。で、そもそも高架、高架という話をしてい

ました。いろんな災害のこともあってね。でも、それじゃなかなかできないということで盛土で丸になっとなやけど。次に今言ったとこね、JRの所が4メートルでしょ。で、こう行くでしょ。こう勝浦川を通っていると。全部盛土になるよね。すごい違和感があるのよ。あの地域は前原地域っていうんですね。前原っていう地域、田浦っていう地域なんやけど、すごくほんまに違和感があります。それで、そこをまた考えてほしいんです。ただね、高速道路はもうやらないかんのですよ。やらないかん。高速道路をやめようとか何も言ってませんし、ちゃんとやらないかんのですが、そういう状況があるっていう所は余りないんよね、ずっと調べたんだけど、高速道路と今の道とがね。堤防、堤防って言うけど、一応は徳島上那賀線なんよ。主要地方道県道16号線っていうね。で、県庁から旧の上那賀町まで行ってる道なんですよ。1回、8年ぐらい前に僕ね、今のように模型作ってこうやってしたんやけど、もう何とも言えない状況になる。そこがふちになる。これ覚えとってね、そういう状況にあるっていうことを。

これ以上余りどんどん言ってもいけないんですが、二つ言えることがあって、一つはその勝浦川の堤防が持ちこたえんといかんわね。一応、計算では75パーセント崩れることになってるんやけど、持ちこたえないと高速がこう通って、こっちに家がいっぱいあるけど、そこはアウトですね。アウトになるから、まず持ちこたえなきゃいけないと。それは一つの防災対策も大事なんですけど、持ちこたえるために、今大体お話ししたんで、これは何かこうやってやっとかないかんとかお気付きの点があると思うんで、要するに堤防の補強ね、その辺。

森河川振興課長

勝浦川の堤防が持ちこたえるためにどうする必要があるかというような御質問でございます。県におきましてはこれまで出水前の重要水防地域の点検、あるいは日頃からの河川パトロール等々を通じまして、堤防等に変状が生じた場合には適時適切な対応を行っているというところでございます。

また、現在でございますけれども、昨年度の堤防点検の結果を受けまして、小松島市田浦町におきまして勝浦川右岸の堤防の、先ほど委員のほうからもお話ございました、堤防補強工事に取りかかっているというような状況でございます。近年でございますけれども、台風の大型化あるいは集中豪雨ということで計画を上回るような規模の洪水が発生している場合もございます。今後ともそういうことに備えるためにも、点検あるいは通常の河川パトロール等を通じまして堤防の安全の確保に努めてまいりますとともに、必要な場合には適時適切な対応を取ってまいりたいと考えてございます。

岡本委員

これ以上言えんと思うんですが、適切な対応を取ってほしいんですが、たしか2年ぐらい前やね。初めてなんですけど、今は津波とか浸水の話をしているんですが、勝浦川というのは正木ダムはちゃんとあるんですが、とにかく川幅が小さくて急に水が出るんね。吉野

川みたいに警報が出てからしばらく遊べるっていうような状況じゃないんですね。正木ダムが放流しますよって言ったら、これもなかなか分かってくれんのやけど、ダムの放流をしますよって言ったら、魚釣りやキャンプしている人は聞いたとたんに逃げる段取りをしないと、漬かってしまうぐらいすごい所なんですよね。前原と田浦に避難勧告が 2 年前に出たんです。小松島市史上始めて以来だった。それは堤防が、もう要するに堤防アウトですって、オーバーしますよっていう状況の中でそんなことがありました。僕も寝てませんが、正木ダムの洪水調整をうまくやればうまくできる。でも、変に止めるとダムがもたない。命がけの日だったんですが、そういうことが現にあったということも御理解ください。で、その補強を十分やってほしいなと思う。

もう一つは、今度は高速道路ができることによって、ある意味でいいほうに取って、のり面を使う使うって言っていますよね、避難場所に。それで、高速道路ののり面を使って避難場所にするっていうときは、海のほうから見てね、海側から見て近い堤防をするんでしょうね、普通は。普通は内側はしないかも分かん。でも、今言った所については両方しないとね。余りこれもないかも分かんよ。でも本当にそうでしょ。海側から来ると、こっち側の堤防はするけど、今の話の状況だったら内側ね、内側にものり面を使った避難場所をやらないといけないと思うんですが、少なくともその地域についてね。これはどうですか。

新居高規格道路課長

さきの東日本大震災におきまして、高速道路といったものが緊急輸送路だけでなく、陸の防潮堤でありますとか津波避難場所として大きな役割を果たしたということでございます。それで、高速道路を津波避難場所として活用するという事は、防災減災対策といたしまして非常に有効な方策ではないかと考えております。

小松島市におきましては南海トラフの巨大地震の津波によりまして、市街地の全域が浸水いたしまして、四国横断自動車道が通過する小松島インターチェンジ付近、ここにおきましても最大で 2 メートルぐらいの浸水が想定されているということでございます。それで、高速道路に関係いたします地元の三つの対策協議会から昨年度、新直轄事業の事業者でございます国に対しまして、高速道路の盛土のり面への津波避難場所、これを設置してほしいという要望が出されてございます。そして、小松島市議会のこの 6 月議会におきましても御論議があったようでございますが、市当局におきましては現在、津波避難計画を策定中ということで、地域の実情に合った津波避難場所を定めていくということで、高速道路盛土のり面への避難場所を視野に、今後、設置場所でありますとか計画を具体化していくということでございますので、計画が具体化した場合には小松島市とともに国との協議、調整を行ってまいりたいと考えております。

岡本委員

小松島市以外でもかなり問題になっています、これは。計画が具体化した時点でとお話

を頂いたんですが、もうじき多分、新居見のトンネルの用地ができれば、その土で埋めるんでしょ、まだできていないけど。そしたら、多分早いんよね、これ。話がちょっと飛びますが、もともとその阿南・小松島10キロメートルというのはちょっとコストダウンしたけど、460億円でいくと。それで、ずっと来て、多分、今もう300億円ちょっとでここまで来てますから、5年でできるんですよ。小松島インターと阿南のインターまでは5年でできるって知事に早く言ってくださいって僕は言んですが、できると思います。年度を決めんと予算は付かない。これは厳しい仕事やけどね。それぐらいやってほしいんですが、それはこの委員会じゃないんやけど。そういう状況の中になっただけで、やっぱり早くやらんといかん。ただ、のり面で知事もよく言っていますよね、のり面で避難場所をしたらよくなるって。問題はね、のり面は、だれがどうするかっていうことですよ。お金。国土交通省はいいことを言ってくれて、ちゃんとどうぞって言ってるんだけど、それをやるお金っていうのは誰がどう出すの、のり面を避難場所にする。

新居高規格道路課長

誰が避難場所設置の費用を負担するかということでございますが、基本的には避難場所の設置主体ということで、小松島市と認識しております。

岡本委員

全部一緒よ、全部一緒。なんでこんなん言うかというね、今言っている所は全部盛土なんよね。高速道路をやるのは盛土なんよね。これを向こうがこうやってくれたらね。例えば擁壁を造って、向こうがという言い方は事業主体のことで、国土交通省がちゃんと擁壁をやってくれたら、小松島はそんなお金かからんのよ。でも、今の状況というのは全部こうなんよ。下はちゃんとするんでしょけどね。そしたら結構要るのよ。それをいろいろ聞いていただいているんだ、防災対策で。多分、危機管理部も聞いとるでしょ、それやってくれっていうのは。でも、僕は余り知事が言わんけん言っているんですよ。もうちょっと詰めんと。分かりやすく言えば、一つの避難場所をのり面の所に造るとするのはいいのよ。でも、できるだけ高速道路のほうでやってもらって、最後のちょっとのところを市町村がやるっていうことを今から考えてないとね。できましたとなって、要望あるから、さあやりますかって言っても、小松島は金ないけんできませんっていうことにならざるをえんよな。その辺っていうのは、もう今からやっても遅くないのよ。決して早くない。

（「そのとおり」と言う者あり）

そうでしょ。

（「向こうでしたほうが安い」と言う者あり）

だから、そういうのがかなりあって、市議会も市民の人もできることはええなど。知事もどんどん言ってくれているなど。でも、何回も言うけど、じゃあお金はどこから出るのでっていう話なんだよ。その辺の工夫っていうのはしっかりやってほしいなって思うのと、さっき僕が質問したのは、両方に要るっていうことよ。海側と勝浦寄りの両方に避難場所

が要るっていうことよ。それは高速道路をやろうとする時にやってないとできませんよ。後からやいうんはできんよ、ほんなんは。全然違うから、やり方が。だから、それも含めてちゃんと言ってください。答弁は難しいかな。

新居高規格道路課長

避難場所を高速道路ののり面，東西両方にとという話でございますが，確かに地元からの御要望も東西にとというふうに明記といたしますか，しっかりとした要望がございますので，小松島市も多分地元の要望を酌み取って対応されるのではないのかなと思っております。

それと，いろいろ費用がかかるということで，その確保が大変ということでございますが，構造的にもどんな工夫ができるのか，ちょっとこれから国ともども勉強したいと思っております。それから，ちょっとこれは私があれば分かりませんが，県としての何か支援できるものがないのかなということで，全体で考えていく必要があるのかなと思っております。

岡本委員

もう終わりますけど，先にこれは小林局長に何か言うとかないかな。もう 1 回言いますけどね，最後まとめで，今の新居さんの答弁も分かるんやけど，これちゃんと言わんとね，国土交通省がのり面やいうんは，もう 1 回言いますよ，海岸のほうから来ることしか思ってないんですよ。常識的にそうなんよ。海岸側から来ることを考えてするのが常識なんよ。でも，あそこに関してはちょっと特別であって，違うということは分かってくれたよね。だから当然，高速道路をやる工法から変えてないとアウトなんですよ。それ今から頑張っしてほしいなと思うんで，小林さんちょっと決意のほどを。

小林道路局長

今お話があった点はよく国とも調整をしたいと思っております。やはりある程度形が少し具体化しないと，どうしても国のほうも実際の設計とか検討とかをしにくいところがあるんだと思っております。今ほど話が出たとおり，基本第一義的には地元市，小松島市が避難計画を立てて，それに合わせた避難場所として手続をしていくというのが第一義だと思っておりますので，市のほうからある程度，構想段階でもいいんだと思っておりますけど，具体化したものを位置付けがそれなりに見えるようになった段階で，具体的に協議していかないと国のほうにも話しにくいのかなと思っておりますけれども，その辺はスピード感を持って，そんなに時間を置いても後手後手に回ってはいけないと思っておりますし，そこは手遅れにならないように，なるべく早い段階から市，国と一緒に調整を進めていきたいなというふうに思っております。

岡本委員

もう終わりますけどね，小林局長，国土交通省からお越しいただいているんで，非常によく御理解を頂いていると思うんで。ただね，新居さん，今言ったけど，全部図面はできと

うよ。全て高速道路のあれはできていますよ、もう。だから、小松島市から早く、もちろんそれは言いますが、要するにできているのよ。それは地元の要望を受けて変えないかんのよ。黙ってたら全部できとる。あれ全部できとんで。そんなことは小林さんがよく知っとるわ。全てできてますから、それはやっぱり防災という観点からね、地域の要望を受けてまさに国と県と市が協調してね、しっかり県民の命が守れるようお願いをして終わります。

笠井委員

私も何点か質問したいと思います。内容につきましては岡本委員が言ったのとよく似た質問なんですけども、場所がちょっと違います。

まず一つ目は河川の液状化対策、これは24年度も旧吉野川、今切川で55億円の予算で工事を進めていただいております。国が示した調査によりますと、応神大橋まで今切川の場合、液状化するという調査が出ておるんですね。私もすぐ家の裏をやっている関係で、工事どないしてしよんかなということで、ときどき現場を見に行っておるんです。実際見た、あるいはその現場にいた人に聞いたところによりますと、矢板鋼板が非常に高いんだということで、工事費の半分まで材料費なんですよということをお聞きしました。確かに矢板鋼板は厚くて長くて効果があるだろうなど。恐らく地中へ埋めますと100年ぐらいはもつんではないかというような頑丈な矢板鋼板を中に18メートルも入れております。いつ来るか分からん地震に備えて液状化対策をしているわけなんですけども、これ一体いつまでに応神大橋までできるんかなって思うわけですね。応神町のほうからも非常に崩れやすいからということで、やってくれへんかという要望も来ておるんですけども、これ大体どのくらいをめどに国土交通省が液状化対策を進めているのか、まず分かる範囲で結構ですのでお聞きしたいなと思います。

森河川振興課長

今、委員のほうから今切川の下流におけます地震津波対策、特に液状化対策の今後の完了めどと申しますか、いつまでに完成するのかという御質問でございますけども、国のほうからは具体の完成めどということはお示しいただいておりません。

笠井委員

国の直轄事業なんでね、県がどうのこうのは言えないと思うんですけども、やっぱり国がたとえ工事をしましてもね、こういうとこ、いつ頃するっていう話合いもないんですか。

森河川振興課長

今、委員のほうから県と国との連携というような御質問でございます。今切川を含めます旧吉野川、今切川の地震津波対策は具体には液状化対策を含めますけれども、これらにつきましては国のほうにおきまして地震津波対策が必要な区間ということで、委員のほう

から御説明ございましたけれども、延長約23キロメートルが示されてございまして、昨年度末までに今切川の加賀須野、中村などにおきまして約2キロメートルが完成しているという状況でございます。現在それに引き続きまして、旧吉野川の徳長あるいは今切川の笹木野などで約2.8キロメートルにわたって工事が進められているという状況でございます。

そのほかにも樋門、水門につきましては津波の影響がある区間という位置付けで3施設の対策が必要ということで、そのうち2施設までが耐震化、自動化、遠隔操作化というのが進んでございます。これらにつきましては適時適切に国のほうに対応していただいておりますけれども、その情報につきましては県のほうでも私のほうの担当課といたしまして、国のほうから情報を頂くなり、あるいは国のほうにいろいろなお話をさせていただいて連携を取りながら、あるいは協力できるものは協力しながら進めているというところでございます。

笠井委員

23年度の台風で川内町の中島、それと榎瀬地区の2か所で堤防が崩落したということで復旧していただいたんですけども、そういう所ばかりなんですよね。ですから、一刻も早くこれをやらしてもらわないと、御存じのように川内町というのは3本の川に囲まれた中にある町でありますし、工場地帯を含めて非常に人口も多い地区なんで、一旦どの堤防が切れましても太平洋の水というのは際限がありませんので。このあいだ、浸水深が5メートルだという発表がされました。聞いてみますとこれは堤防が崩壊した数値ですって言うんですよ。堤防が崩壊せなんだら、ないわけですね、こういうことは。ですから、継続事業で毎年55億円ずつでも結構ですので、調査で液状化するって言われた地区は、毎年悪い所から悪い所から一刻も早く工事をしていってほしいなと。

これも県が直接やっているのではありませんので、岡本委員もさっきおっしゃっておいりましたけども、国へ向けまして強烈に。せつかく財務副大臣が徳島県から出ているわけなんで、副大臣も笠井さん早く要望を出してくれ、要望が来なんだら、私お手盛りしたくてもできるんですって言うぐらいなんで、ぜひ強い要望を出していただきたいなと思っております。

今言いました川内町の中には南が吉野川、北が今切川、その間に宮島江湖川、榎瀬江湖川というのがあります。これが切れてもやっぱり川内は水浸しになるんですね。これは県の河川管理なんでね、早くこれの対策もしてほしいと思うんですけども、今これは一体どういうふうなことになっているんでしょうか、ちょっと答弁をお願いします。

森河川振興課長

川内町内にございます県管理の河川の整備の状況ということでございます。徳島市内の川内町を流れます県管理の河川につきましては、宮島江湖川それと榎瀬江湖川の2河川がございます。これらの河川におきましても、先ほど岡本委員のほうに御説明させていただきましたけれども、日頃から河川のパトロール等々を行っております、安全の確認をし

ているというところでございます。そのパトロール等におきまして、例えば老朽化であるとか問題が発生したような場合につきましては、堤防の補強などを行って、適時適切に行っているところでございます。

笠井委員

パトロールしていただいておりますので、我々が陳情しなくても悪い所は分かるんですけども、多分パトロールが不十分なんでしょうね。車が通る分かりやすい所はしてくれているのかも分かりませんが、車を置いて歩いていかなんだら分からんような所、榎瀬江湖川にしてもほた穴が空いて、あるいは越水したり、いろいろな関係があって、越水した所は土のうを積んで少し高くしてくれた。私が市議会議員の時に地元の榎瀬の住民なんですけども、まあ笠井さん見に来てくださいよと言われて見に行きました。そしたら、こんな大きい穴がいっぱい空いとんですね。それで、その当時県がしてくれたのは、その穴に生コン入れて、その穴を埋めたということで、最低限の対策は執っていただいたんですけども、そういうふうになっている。あるいは、草が生えている所っていうのは特に見えませんので、たんぼ見に来てくれってと言われて、台風の時に行ったら水路から水が吹き上がりますね。あるいは、たんぼに塩害が出てきよんですね。このあいだ津波、塩害からの営業再開マニュアル、BCPのやつで、円滑に営業を再開するために除塩等の技術って言うんですけど、除塩する前に手を打っていただければ、こんな除塩の必要はないんですよ。だから、後の対策よりも予防的に早くすれば予算的にも非常に安く上がるし、効果も上がると思うんですね。だから、ぜひ早く堤防の改修を進めてほしいなど。

宮島江湖川のほうも非常に人家が密集している地区は、どうも今年度改修にかかってくれると思うんですけども、榎瀬江湖川にしても、あるいは宮島江湖川にしても年次計画でいいんで、悪い所、悪い所から結構ですので、早く減災対策のために、あるいは大雨対策のためにやってほしいなど。これは県の河川管理ですので。あるいは下板地区にはまだ鍋川とか正法寺川とかいろんな川がございまして、もう一度台風までに点検してもらったり、地元が悪い所はありませんかと御用聞きをしてもらって、対策を打ってほしいなどと思っております。特に近年ゲリラ豪雨で本当に思わぬ所で、例えばドイツにしたってあんな所で大雨洪水なんですね。そういうことで、いつこの徳島県にもゲリラ豪雨が来るかも分かりませんので、ぜひ早め早めの調査、早めの対策を執っていただきたい。で、決壊しそうな所というのは早めに調査して改修をしておいてほしいなどと思っております。

それから、これも岡本委員が言いましたように、避難所の件でこれは横断道で今度、徳島ジャンクションから徳島東インターに向けまして設計協議がなされるという答弁がございましたけれども、これいつぐらいに設計協議を予定されているんでしょうか。

新居高規格道路課長

川内地区におけます設計協議の時期についての御質問でございます。現在、地元の道路の設計、その精査を進めております。それから、地元の皆様方の意見集約の場でありま

すいわゆる地区の対策協議会，そういったものの準備を進めておりました，それができ次第に直ちに設計協議に着手するというところでNEXCOのほうから聞いておるところでございます。ちょっと具体的にいつからというのは，まだ確定していない状況でございます。

笠井委員

一番最初に説明会があった時，私もまだその時は市議会議員だったんですけども，行きました。いろんな説明がありましてね，設計協議も近いのかなと思ってたんですけど。そして3.11がありまして，今設計している土羽の高さではとても足りないんじゃないか，津波がその上を越えるんじゃないかということでNEXCOに聞きますと，再度高さあるいはのり面を検討するから遅れているんだということでした。だから，多分そういうことで遅れたんだろうなって我々は思ってるんですけども，これ完成が31年度っていうことだったら，まだ設計協議もなされていない，地元説明会もなされていないような状態で本当にできるのか心配になるんですね。それと地元では，もうほんまにできるんでというような声まで上がっているんですよ。それは，もう絶対そんなことはない，やりますからということで言うてるんです。ですから早く，せめて遅れた，いきさつが変わったという説明をして，地元の設計協議を進めていかなんだら，ほんまに間に合わんと思うんです。

先ほど岡本委員も言いましたように，避難所の件，これも早く避難所を造ってほしいという要望があるんですね。だけど，設計協議も説明会もなかったら，ここへ付けてくれ，あそこへ付けてくれっていうのも言えんのですよ。徳島市は徳島道につなぐ間，米津地区と富吉地区というのはもう今既に工事にかかっておりますけども，2か所できました。川内というのは皆さん御存じのとおり，避難困難地区っていうんですよね。逃げる所ないぞ，あんたたち死になさいっていう言葉ですね，あの避難困難地区っていうのは。だからこれもね，名前が悪いと。何とか避難困難地区でなくて，長尾議員も言よったわね，これは名前が悪いわって。早く避難をする地区とかね，そういう名前に変えてほしいなって。いまだに避難困難地区って。だから，避難困難地区って言われたら余計にね，やっぱり避難する場所を早く造って，何か所も造ってほしい。だから，まだそのほかにね，タワーも造ってくれて言よる人もいっぱいいるんですよ。だから，それはね，私が四国横断自動車道建設促進議員連盟でも国土交通省にも陳情に行き，あるいはNEXCOにも陳情に行きました。避難所がない地区に関しては階段を付けてくれませんかとNEXCOにお願いもしてあります。どうやら階段も避難階段じゃなくて，高速道路を管理する階段が必要だろうということで付けてくれるような方向に進んでおります。上へ上がって踊り場をちょっと広いめに造ってくれて私も言よんですよ，管理階段の上に踊り場を広いめに造ってくれたら，いざっていう時には逃げられますので。ぜひ強く県のほうからもそういうことを国土交通省あるいはNEXCOに発信してほしいなと思っております。ただ，具体的にまだ設計協議とか説明会というのは具体的な日にちは決まっていないけども，近い将来ということになりますと，この秋ぐらいを予定しておけばよろしいわけですか。

新居高規格道路課長

何月何日とはまだ聞いておりませんので、遅くともそのぐらいをめどに着手できるように県としてもお願いしていきたいと思います。

笠井委員

そのぐらいの答弁しか出んだらうなと思ってたから本会議で質問をやめたんですけども、今言いましたように、本当にこの沿岸部は津波の被害を受ける地区なんですね。特に私が住んでる川内町というのは高い建物もないしね、避難する所もないんですよ。だからせめてね、避難タワー造るよりも安くできます。今、岡本委員も言いましたように、造ってしまっただけでは金がかかるんですよ。だから、我々も力を入れてね、一緒にやってくれと、工事を。そうすると安く上がるからってということで、今 2 か所やってくれております。それと、後から造るとなると、また業者が変わりますのでね。同じ業者がしてくれるとね、設計もそれなりに合わせた、安くできるような方法も考えていただけます。そういう意味からも、早く設計協議をして入札する前にやっていただければ、早くてきれいで丈夫で、本当に皆さんの意見が通るような避難所ができると思いますので、精いっぱい頑張っただけで国のほうあるいは NEXCO さんのほうにも強く言葉を発信していただきたいなと思います。終わります。

西沢委員長

午食のために委員会を休憩いたします。（11時52分）

西沢委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時04分）

森河川振興課長

午前中、私のほうから笠井委員の御質問に対し答弁させていただいた中で、旧吉野川、今切川におけます地震津波対策が昨年度末までに 2 キロメートル完了しているという御説明をさせていただきましたが、正しくは 1.2 キロメートルでございました。おわびして訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

大西委員

私のほうはまず第 1 点は、事前委員会の時に中央防災会議のワーキンググループが最終報告を出されたことについて質問をさせていただきましたが、その時点ではまだ県全体で精査中ですよというようなお答えがあったわけでありまして。何かちらっと聞くところによるとまだそれは続いていて、完全に県庁内全ての部署から吸い上げられてないような話のようですけれども、せっかくだから事前委員会で質問させていただいたので、この最終報告に載っていて、そして徳島県としてはこれまで取り組んでこなかった、取り組んでない

防災対策，避難に対する準備対策，こういったものをどれぐらい徳島県としては中央防災会議のワーキンググループの発表の中で，できていないものがあるのか。これはやっぱり早急に，まずはできていないということがこれだけありますと。それをするかしないか。これまで徳島県がしてないということですから，新たに対策を立てなければいけないということになるので，まずはどれぐらいどのようなものが，最終報告には載って県では今までやっていなかったというのが，どれぐらいあるのかというのを現時点で結構ですから，できるだけ簡単に分かりやすく説明していただきたいと思います。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

ただいま委員から，国の作業部会から出されました南海トラフ巨大地震対策最終報告について，県でできていない対策は何なのか，あるいは数についての御質問でございますが，この5月28日に公表されました最終報告では，南海トラフの巨大地震というのが人的被害，建物被害，ライフライン，インフラ被害が広域かつ甚大であり，膨大な数の避難者が発生する，あるいは全国的な経済活動への多大な影響，復旧復興の長期化などが想定されるといったことで，今回，各種対策の必要性が示されたところであります。今回示された内容につきましては，大都市圏から地方圏域，さらには国，地方公共団体，ライフライン事業者，企業，家庭などが取り組むべきものなど，多数，多岐にわたっているところであります。避難場所・避難施設・避難路の整備，同時被災を受けない遠隔の都道府県との連携といった，本県が既に取り組んでいる対策が大部分盛り込まれており，ほとんど着手しているところと考えております。

一方，本県で取り組んでいない対策の主なものとしたしましては，今後取組が必要なものとしたしまして，南海トラフ巨大地震に関する対策の位置付けや方向性を示したマスタープランとなる対策大綱や応急対策の具体的な活動計画の策定，あるいは備蓄物資や応援物資等に関する情報管理のしくみを整備し，関係事業者等と連携した被災地や避難所への物流円滑化の検討などがあります。また，新たな視点として今後検討が必要なものとしたしましては，家庭内備蓄1週間分以上の促進，あるいは避難所における避難者のトリアージや疎開などの検討，あるいは住民等の高台への集団的な移転を進める方策について事前に具体的な検討を進める必要があるといった集団移転への事前の検討，あるいは大きな余震のほか，東海，東南海，南海地震が時間差をおいて発生することを想定した二次被害を防ぐ時間差シナリオの検討などが取り組んでいない対策ということでございます。

もう1点，取り組んでいない対策の数につきましては，報告書には小分類で500項目程度の記述がありますが，例えば国，地方公共団体は救助ロボットによる救助等の技術開発，ヘリコプターによる早期情報収集の技術開発及び運用体制の整備を行う必要があるといったような項目であります。救助ロボットによる救助等の技術開発については取り組んでおりませんが，ヘリコプターによる早期情報収集の運用体制については取り組んでおるといったことで，一つの項目の中に取り組んでいるものと取り組んでいないものが複数記述があるものが多くございまして，項目数で把握するのは困難な状況でございます。

大西委員

最終報告の中身については項目が 500 ほどあるということで、そのうち中身によってはその前段は取り組んでいる、でも後半は取り組んでいないとか項目の中によっても違うということで、この取り組んでいる項目と取り組んでない項目がどれぐらいあるのかということについては回答できないという、まだ精査中というふうな話なんですけども、できるだけ速やかにやはりこういうことを、まずはその報告書と徳島県との相違を明確にして、その相違の部分、まだできていない、取り組んでいない部分についてはどうするかということは、その違いが分かってから初めて検討できる、取り組めることだと思いますので、早く行っていただきたいなというふうに思います。

次に、今日は岡本委員さんと笠井委員さんから、高速とか高規格道路ののり面を使っての避難所といいますか、避難スペースを早くスムーズに設置できるようにという質問が相次ぎましたけども、実は私も本会議の質問を聞いて、これはぜひとも質問しておかないけないという思いになってまして、たまたま軌を一にして、それぞれの委員さんが考えているということはやっぱり同じというか、それが今徳島県として対応する急務のことでないのかなという気持ちにもなりました。

私は同じ質問は避けて、岡本委員が小松島の話をして、笠井委員が川内の話をされて、私はその真ん中のマリンピアの話をしてもらいたいと、津田地区もそうなのかもしれないけども、そのところを質問させていただきたいと思います。四国横断自動車道について竹内議員が本会議で質問をされ、その答えとして、県としては吉野川を渡る橋梁の着工に向けて、今年度環境保全に関する検討会を立ち上げて詳細設計を実施予定であるということ、あるいは津田地区におきましては平成26年度に高速道路用地の埋立工事を完了させ、それからまた徳島ジャンクションと徳島東インター間は平成31年度の供用を目指す、また徳島東と小松島間はこれに遅れることなく供用できるようにすると、こういう答弁がなされたわけです。それでこれから考えますと、平成31年度というのはもう6年後なわけでございます。実際にマリンピアもほぼ埋立てをされていると思うんですけども、津田地区はこれからということで、まずはマリンピア沖洲の中のこの高速道路用地につきましては、埋立ては既に今現時点では完了しているんでしょうかね。現状の進捗状況をちょっとお答えいただきたいと思います。

池田運輸政策課長

マリンピアでの埋立ての状況についての御質問でございますけれども、マリンピア中央連絡道路というのがございまして、この南北で新直轄区間、NEXCOの区間というふうに分かれております。現在までに埋立てが完了しておりますのが、南側の新直轄区間が平成23年度末に完成しております。北側のNEXCO区間につきましては現在埋立ての進行中でございます、完了が26年度の完成予定となっております。

大西委員

中央の入口から南側は平成23年度末に完了している、それから北側についてはNEXC Oが今担当していて平成26年度中に埋立て完了ということになっておるといことでございました。そうしますと、この徳島ジャンクションから徳島東インター間は平成31年度供用を目指す。また、徳島東から小松島間もそれに遅れることなく目指すといことでございますので、埋立て完了から5年間で小松島インターまで供用開始を目指す。それは目指すということですからできるかどうか分かりませんが、そういうことになると思うんですけども、そうなってくると、これもやはり午前中の議論と同じで、なかなかできてから、あるいは着工し始めてから変更してくれということとはなかなか難しいのではなからうかなと思います。

まず一つお聞きしたいのは、このマリンピア沖洲は吉野川に川内から橋を架けて、そしてマリンピアのほうまでつなぐと。そして、マリンピアをどうするかというと、聞くところによると、高架橋でマリンピアを通過させると。徳島東インターが一つぽつとその真ん中辺でしょうかね、どこかにできると。そういうふうに聞いていますけども、地元の人にはそこを土羽で盛土構造で、そういう高速道路、高規格道路を造ってもらったら、そこが津波の防波堤になるということで、皆そういうふうに思っているわけですね、やってもらいたい。それはやはりこのあいだも少しいろんな人に聞いたけど、それは無理なんですよ、もう盛土にするとそれだけの建設用地が広がるので、今さらそれはできないというようなことで、高架道路としてマリンピアを走らせるということではもう選択の余地はありませんという話なんですよね。

それで、そうなってくると高架道路でその高速道路が津波の防波堤にならないとすれば、沖洲地区の方々はもろにその津波がかぶってくるのではなからうかと。そうなってきたときに、まず一つはマリンピアの従業員さん、働いている方も2,000から3,000人いると言われておりますけども、そういう方々が避難する所も確保しなければいけないし、沖洲地区は川内と同じで高い建物がない所も多くあるという状況の中で、どこが早く高い所で避難できるかということになってくると思うんですね。それで、この高速道路を利用するという、同じく本会議で嘉見議員さんが道路施設を活用した津波避難路の整備ということについて質問されました。これは基本的に高速道路とか盛土の部分を活用してみたいなというイメージがあったと思いますが、マリンピア沖洲は高架道路である。そうしたら、この高架道路でありますけども、高速道路、高規格道路を利用して津波避難をするような、そういうことはやはり建築の時に考えてもらいたいと思うんですけども、そういうようなマリンピア沖洲での道路建設に伴って、その周辺の方々の津波の一時避難場所になるような道路ということで建設ができるのかどうかということをお聞きしたいんですけども、いかがでしょうか。

新居高規格道路課長

マリンピア沖洲におけます津波の避難場所の確保の御質問と申します。マリンピア沖洲

におきましては、昨年、徳島県マリンプピア沖洲産業団地協議会から四国横断自動車道の盛土のり面を津波避難場所として活用できないかということで、徳島市それからこの区間は有料区間でございますので、NEXCO西日本さらには県に対して要望があったわけでございます。マリンプピア沖洲につきましては徳島東インターができて、NEXCO西日本が整備をしておる区間は盛土構造でございます。それに続く、国が整備いたします新直轄区間は高架橋といった構造となっております。それで、高速道路の施設を利用しまして津波避難場所を確保するということにつきましては、まずは産業団地からの御要望がありましたような盛土のり面を活用するといったことがまず考えられます。

それから、議員から御提案がございました高架部についてはどうかということでございますが、高速道路につきましては自動車専用道路でございますので、基本的に上の車両が走行する車道部を避難場所に活用するということにつきましては、法律によりまして人がみだりに立ち入ってはいけないというような規定もございますので、車道部分を利用するというのはちょっと難しいのではないかと考えておりますが、今後、高架部でこういった避難場所が考えられるかというのは一つの課題とは思いますが、避難施設の設置主体でございます徳島市がいろいろこれから御検討もされると思っておりますので、その辺、国との協議が円滑に進みますように調整、支援してまいりたいと考えております。

大西委員

中央の進入路の北側については盛土なのでこれはちゃんと同じように盛土利用の避難施設を造ると。南側のほうは高架部分なので、これは今のところ何とも言えないというような話なんですけども、そこも盛土にできないかというのは、私は本当に、半分は高架の道路っていうのは、どうして後の半分も盛土にできないのかっていう、全部でないんだったら、後の半分の区間をもう少し用地を広げて、盛土にして同じようにしたほうが沖洲地区の方の堤防の役割として高速道路が非常に有効に働くと思うんですよね。ところが、半分だけだったら、やはり半分の部分についてはそのまま津波が入ってくるという可能性もあるわけで、できるならばそうしたほうがいいんじゃないかなと思うんですが、これはもう絶対に無理なんですかね。

高架道路部分について半分ですよ。国土交通省がどうするかっていう話になってくるんだろうと思うんですけど、現時点ではそれを盛土に設計を変更すると、もう間に合いません、だからもうこのままそのとおりに計画的にやりますというふうになるのか。まだ5年あるので大丈夫なんじゃないかという気もするし、立退きとかそういうのが北側のほうはないわけでしょ。ということは、南側も基本的に立退きとかがないまま埋立地を活用して盛土でできるんじゃないかなと思うんですけど、そういうことは検討されたのかどうか。そして、検討しても結局それはできないという説明をしていただきたいと思っております。

新居高規格道路課長

マリンプピア沖洲の南側についても同じように盛土にできないかという御提案と思っております

が、確かにそのようなことも我々事業主体でございます国にはお伝えして、検討もしていただいたところではございますが、新直轄区間ということで、これまで以上にコスト縮減ということが主眼になっておりまして、それだったら盛土が安いのではないかという気もしますけども、全体のバランスでこういうような構造になったと聞いておりまして、これから設計変更ができるのではないかという御意見でございますけども、実は今年度予算の内示を頂きまして、どういった箇所に今年度予算を充当するかという実施計画の御説明がございまして、このマリンピア沖洲地区につきましては用地買収を行うという意向をお聞きしたところでございますので、ちょっともう設計変更は難しいのではないかと考えております。

小林道路局長

今、マリンピアのほうの新直轄区間を盛土でどうかというお話で若干補足をさせていただきまして、そのような話があって、直轄のほうも、やはり特に津波のことを気にして、できないかというふうに少し考えたところもあるんですけども、高さ的に新町川を渡っていかなければいけないんですけども、あそこはどうしても船の航行の関係があって、かなり高い橋梁になります。なので、徳島東インターから盛土にしていくと、ものすごい山のような壁になってしまうので、どうしても高さ関係で新町川に据え付ける関係上、やはり高架でいかないといけないというような検討結果になっているはずです。

大西委員

技術的になかなか難しいということのようだと思うんですけども、そうなってくると、そういう高架の道路の所は、とにかく津波の対策には何も役立たないというようなことになってくるんですよ。だったら何か避難できるような、ちょっとした施設をやはりそこに設置するとかいうことは考えてもらってもいいんじゃないかなと思うんですけどね。そういうことを要望されているんでしょうかね、徳島県としては。

例えば高架道路であれば、当然その下は使わないわけでしょう。使ってもいいんですけども、その用地を個人に売るとか、そういうことはありえないわけであるから、その高架道路下というのは、通常は何も使わないというのが、あるいは駐車場であるとか簡易的な施設しかしないということになっていると思うんですよ。その部分というのを、よほど中央進入路の所から角度を上げて高い高架道路になるというのであれば、その下の空間というのは大きな空間ができると思うんですけども、それを活用するということは考えられてないんでしょうかね。せめてそこに避難ができるような、南沖洲の方々が仮に走って行って、そこに避難できるというようなこと、それからマリンピアにお勤めの人たちがそこに走って行って、津波の一時避難ができるような場所を造ってあげてもいいんじゃないかなと思うんですけども、県としてはいかがでしょうか。県というか、国から来られている小林局長、ぜひその御感想を披露していただきたい。

小林道路局長

今、委員御提案の高架下のスペースをうまく活用できないかという御提案ですが、それは可能性はあり得ると思います。一義的にはどうしても避難関係はやっぱり地元の市町村に主体的にやっていただかなければいけない部分が大部分だと思いますので、例えば徳島市さんが避難場所としてそういうような所を位置付けをして、ある程度の施設を造ってやるというのは、そしてそのスペースを直轄から占有に向けるというようなやり方はあり得ると思います。具体的には、例えばNEXCO区間ですけれども、北島さんなんかはそういうことを今検討しているということで、下を避難できるように活用できると思いますので、そこは今後の調整次第で十分可能性はあります。

大西委員

ぜひとも今、防災減災対策で、午前中にその名称は言うなという御意見があったけど、津波避難困難地域には避難タワーをはじめ避難できる所を造っていくということで、国の資金がそういうように活用されるということで、それは前倒しでやってもいいんじゃないかというようなことで進められているという記事を読んだことがありますけども、そういう高速道路の下、高規格道路の下なんかはそういうふうなタワーを造っていくというようなことで、ぜひとも県としては積極的な姿勢で市町村に、徳島市は要らんこと言うなって言うかもしれないけど、徳島市も含めて全ての市町村にぜひともそういうのを造れという働きかけを行っていただきたいなというふうに思います。これは要望しておきます。

次に、これは今日御質問してどうこうっていうようなお答えができないのかなという気もするんですけど、今の現状だけでもまずお聞きしておきたいなとかねてから思っておりましたので、この委員会に来たときには1回聞いておこうと思った件があります。それはこのすぐ下のケンチョピアの問題であります。このケンチョピアの船を以前はどこか別の所に停泊地を造って、そこに全部移してしまうというようなことで当初計画があったわけですけども、これが一つはヨット、プレジャーボートが津波の時に危ないんじゃないかという御意見がある一方で、ちゃんとしたそういう係留施設ができてないというようなことが指摘されておりまして、このケンチョピアの何か対策を考えるべきでないのかというようなことが言われていますよね。

このケンチョピアについて特定係留地域というんですかね、ちょっと正確な名前は分かりませんが、最近になってから、その区域を指定して、この区域については係留料を払って正式にヨット、ボートをそこに係留しても結構ですよと、その代わりにちゃんとお金を払ってねというような形で区域が設定されました。こういうことでされていくと、県はどういうふうな考えで方向性を持って行って、ケンチョピアをどういうふうに今後しようとしているのかというのが何か分からなくなってくるんですよね。このヨットやプレジャーボートが津波の時に危ないからといって、係留施設もちゃんとした係留施設がないから、津波対策でヨット、プレジャーボートをどこか違う所に、津波が来ても船が氾濫しないような所に置いてもらうということが普通だと思うんですよね。

だけど、特定区域とかって決めて、そこで係留料をもらって、そこにつないでいいですよという話になったら、これは権利が発生して、自分はお金を払うからつながせてくれよということになってくると、今までも払ってきている人もいますが、払っていなかった人もいて、その人たちが無理やり払わなければいけないと。その係留料を払うのがもったいないと言いながら、やっぱり払ってつなぎたいから払っているんですね。払ったらやっぱりそこに係留する権利があるんですよってというようなことに、払ったほうはなってくるんですよ。そうなってくると、移転っていうのか、それともそこでそのまま置いて結構ですよって言っているのか、方向性がちょっとよく分からない形になってきているんじゃないかと私は思うんです。それで、今の県の基本的な姿勢っていうのは、このケンチョピアに対してはどういうふうにされようとしているのかをお聞きしたいと思います。

池田運輸政策課長

ケンチョピアの現状と将来の方向性という御質問だと思います。ケンチョピアにつきましては、平成24年5月1日から小型船舶の係留施設として小型船舶用泊地を指定しまして、新たな料金制度を導入しますとともに、みだりに船舶とか浮き桟橋を放置することを禁止する区域、放置等禁止区域と呼んでおりますけど、これを指定しまして、暫定係留区域として係留を認めております。この現状につきましては現在172隻の船が係留しております。うち166隻が許可を得て係留しておる船でございます。後の残る6隻につきましては、いわゆる不法係留となっておりますけれども、この不法係留につきましては粘り強い指導の結果、実は本日の午前中に全ての船が自主撤去できたというふうな連絡が入ったところでございます。

それと係留環境の改善対策としましては、津波、高潮、洪水時に流出する危険性が高い所有者不明の放置艇や桟橋は去年撤去したところでございます。それに加えまして、係船環を新たに100個設置しまして、全部で180個ケンチョピアに設置済でございます。この許可艇全てがこの係船環につながることであります。これによりまして通常の津波、洪水、高潮などに対しましては安全度が非常に向上したものと考えております。ただ、南海トラフの巨大地震による津波のような大災害を想定した場合には、より一層の被害軽減を図る必要もございますので、そういう観点からケンチョピアの係船隻数を減らしていく、若しくは移転するというふうな方法も視野に入れながら、検討していく必要があると考えております。

大西委員

ちょっと今のお答えもよく分からないんですけどね。つまり移転も視野に入れながら今後運営していきますということなんですけども、移転できる場所があるのか、移転してくれるのかというようなことで、180の係船環につないで、何とか軽微な津波とか高潮とか、そういうものに対しては対応できるんですよというようなことなんで、一応の対策は執りましたという話なんですけど、今言われているのは、南海トラフの巨大地震っていうことも

あり得るぞと、その時にどうするかという話なんですよね。

片やもう一つは、どこでしたかね、新聞報道で、津波時に船に避難するというのが避難方法としてもあるというようなことでそれも認めると。今までは認めなかった、船に避難してはいけませんというようなことだったと思うんですよね。ところが、場合によっては船に避難しても結構ですというような通達が出たということなんですけども、そういうこともいろんなことを考えて、このケンチョピアの巨大津波対策というのはこれからどうしようとしているのか。

移転も視野に入れてということは、移転は視野に入れるぐらい、ここら辺にあるぐらいですよね。だから目の前にはない。視野のどこかに入っているというようなことですよ、お答えでは。県としては移転をすぐにして、津波対策をするということではないようなので、じゃあどうやって津波対策をしていこうとしているのか。軽微な津波は大丈夫だ。だけど、今本当に議論っているのは、南海トラフの巨大津波ということになっておりますよね。これに対して対策が執れてないということでもいいんですか。執る必要もない、これは対策が執れないということなんでしょうか。もう時間もないから、池田課長があれだったら局長にでも、どちらでも結構ですけど、しっかり見定めて、今私が言ったような対策をするのかどうかということ、それともどこか違う所に全部移転してもらいましょうっていうのを早くするのか、どういうふうにしようとしているのか、お聞きをしたいんですけどね。

池田運輸政策課長

委員の御指摘のとおり、南海トラフ巨大地震を考えますと、ケンチョピアの存在自身が被害の増大につながるという御指摘はそのとおりだと思います。そういうふうな認識をしておりますので、どういうふうにできるか、また場所があるか、どういうふうに民間の活力も導入するかというふうなことを総合的に判断しないといけませんので、今後そういうふうなことも含めて、検討にかかりたいというふうなことを考えております。

大西委員

本当に時間がないのもう最後の質問にしたいと思うんですけどね、もう 1 回だけこれ、いろんなお声を聞いたり、いろんな分析をしたり、検討していきたいというように言われているんですけども、今のお答えを聞いたら、ケンチョピアのこのヨット、ボートの巨大津波対策っていうのはできていませんと。何かこういうことを巨大津波対策としてするというものもないですよ。それで、それを今後いろんな情報を聞いた上で検討していくということのようなんです、現時点ではこのケンチョピアの津波対策というのはないということ、まだできていない、方向性も決まっていないということで理解していいんですね。

それならもうしょうがないなとなるんですけども、ただこれだけ言われていることですからね、やっぱりもうちょっと、置いておいても大丈夫っていうんだったら、そういう説明もしていただきたいなと思うし、そうでないと思うんだったら対策を執らなきゃいけな

いと思うし、そういう対策の計画を作ると。いつまでに、じゃあ今年度中に作りますよとか、そういうようなことをやっぱり明示していただかないと、聞いているほうは、ああそうですねとはなかなか思わないですよ。ですから、最後にもう 1 回だけ、そういった基本的なケンチョピアの巨大津波対策とかいうものについては、計画を作ることあるのかないのか、いつまでにするのか、そういう計画を立てようとしているのか、そこだけでも結構ですから、最後責任者の局長にお答えいただきたいと思います。

岸運輸局長

ケンチョピアの対策についての御質問でございました。委員おっしゃるように、ケンチョピアが巨大地震に対して耐えられるのかということに対しては、不安な面があるというのは確かでございます。ただ、できる限りの対策は今考えているということで、先ほどお話ししましたように、係船環とか沈船、不法係留しているものは取り去ったというところでございます。実際に新たな場所を造るとなると、お分かりのように財源の問題だとか、あるいは現在その移る所の場所の関係者の御意向、御理解を得るところもございませぬので、これから真摯に調査研究させていただきたいというふうに思います。なかなか時期は明示はできませんけれども、そういうふうに検討させていただきたいと思いますので、どうぞよろしく御理解いただきたいと思います。

大西委員

今、局長が低姿勢で御答弁いただきましたので、もうこれ以上は言いませんけれども、一生懸命努力しますということなんで、その言葉を信じて、今は具体的には本当に何もない、私らに言えることは何もないという状況ということは分かりました。なかなか難しいというのも私は理解しています。その中でもぜひやっていただきたいと思うし、私らが安心できるようなそういうことを県として発表してもらいたい。ぜひとも私たちが委員であるこの 1 年間で、年度末ぐらいには、2 月議会にはそういう一歩前進のことを答弁していただけるように期待したいと思います。頑張ってください。よろしくお願いします。

古田委員

私はまず、子供達への防災訓練、これについてお伺いをしたいと思うんですけども、現在、「いけるよ！徳島・行動計画」の今年度の分の中にも地域住民参加の防災訓練実施を全小中高で実施するというふうなことをうたっているんですけども、その防災訓練が 3.11 の東日本大震災以降、それらの教訓を取り入れて変わってきたのか、従来と変わらないような訓練をされているのか、そこらあたりはいかがでしょうか。

高原体育学校安全課長

委員から学校の避難訓練についての御質問であったかと思えます。教育委員会では学校防災管理マニュアルを本年 3 月に改定いたしまして、小中高・特別支援学校全ての学校か

ら学校防災計画を提出していただいております。その中で一次避難場所及び二次避難場所が全ての学校から明示をされて提出を受けております。従前は、例えば防火と併せまして津波の避難訓練というふうなこともあったんですけども、現在は目的をはっきりさせまして、それぞれの状況、それぞれの学校の場所等に合わせた避難訓練が実施できているものと考えております。

あわせて、学校防災計画の中には児童生徒の保護者への引渡しの基準ですとか手順、あるいは登下校をさせる基準ですとか、そういうものまで各学校に提出していただいておりますので、より細やかな避難訓練ができていると考えております。例えばPTAと同時に避難訓練を実施しましたり、登下校の途中で避難訓練を実施しましたり、そういうふうな運用もできていると聞いております。

古田委員

聞くとところによると、現場の先生からお聞きをしたところでは、以前と変わらないような、運動場に集合ですよ、点検して、黙って速やかに避難しましょうとかね、そういうふうな形で行われていると。3.11のあの釜石の奇跡と言われる、「津波てんでんこ」と言われている、それぞれ自分たちで自分の命を守ろうというふうなことで訓練されてきて、3,000人の命が守られたわけですよ。そういうことを生かすならば、もっと避難訓練やいうのも考える。以前と同じようなものではあかんのとちゃうかと。どういうふうにしたらええかというのを学校でみんな教職員の間で話し合っ、そういうふうにしよという提案もしたいんだけど、先生方なかなか忙しくてね、そういうことを時間を取って話し合うというふうなこともなかなかできにくいような環境にあるというふうなことを現場の先生のほうから聞いているんです。そのマニュアルが出たというんですけども、実際に現場で行われている避難訓練が、以前のような並んで、集合して、点検して、黙って避難しましょうやいう、そんな形になっていないかどうかということをお聞きをしたいんですけどね。それよりか、その3.11を生かしたそういう訓練が、本当に命が助かるようなそういう訓練がされているのかということはどうでしょうかね。

高原体育学校安全課長

委員のほうから避難訓練の習熟度にまだ十分でないところがあるのではないかとというふうな御指摘を頂きました。小学校、中学校に関しましては、先ほど申し上げました学校防災計画を本年新しく提出していただいたところでございます。委員御指摘のとおり、より細やかな部分についてこの後、学校単位で担当者のほうから指導してまいろうというふうな計画でおります。実際には、例えば海部郡内では海部高校を中心として小中高で一緒に避難訓練をするですとか、新しい事案もありますので、そういうふうな新しい事案を県内に広げるようなことで、研修会等の内容をより深めてまいりたいと考えております。

古田委員

ぜひお願いします。釜石の奇跡だというふうには一般には言われているんだけど、その当事者の子供たちが言っている証言では、自分の身は自分で守るようにずっと言われてきたので、まずは自分一人でも生き延びろと言われたんで一人で逃げましたとか、避難訓練で何回も練習しているから、釜石の奇跡ではなくて実力を発揮しただけだ、実力で逃げたんだから釜石の奇跡というふうに言われるよりも、釜石の実績のほうが言葉に合いますというふうには子供たちが証言をしているんですね。テレビでも何度も報道もされておりますけども、やっぱり自分の命は自分で守るといふ、この釜石の実例をぜひいろんな所で子供たちに生かしていただきたいなということをもっとお願いしたいと思います。

次に、防災士の養成についてお伺いをしたいと思います。県は徳島大学などをお願いをして、防災士を、徳島大学の場合は徳島大学防災リーダー養成というふうなことで取り組まれて、防災士の認定を受けられる、そういう資格をたくさんの方に取っていただくというような取組をされておりますけれども、現状はどのような状況になっておりますでしょうか。そして、今後どのように取り組んでいかれるのか、お尋ねをしたいと思います。

左倉防災人材育成センター所長

委員から防災士について現状と今後の育成の方向性ということで御質問されたと思います。まずは防災士なんですが、防災士はNPO法人日本防災士機構が認証する民間資格であります。阪神淡路大震災で救出された方の8割が家族や近所の方の手によって救出されたことを踏まえまして、当時の貝原兵庫県知事が提唱したものでございます。平成14年度に創設されまして、平成15年度から認証を開始しております。防災士は減災と社会の防災力向上のため、十分な意識、知識、技能を有する者として認証されたものであります。この防災士制度は防災の常識を持った多くの人を生み出し、社会全体の防災力、これは地域防災力とも言えますけれども、この向上を図るものでありまして、自助、共助、公助と言われる中で自助、共助の要となる防災リーダーでございます。

平成25年4月現在、全国で約6万4,700人の防災士がおられます。本県には693人の防災士の方がおられます。防災士につきましては本県では徳島大学と連携いたしまして、この防災士の養成、ひいては地域防災力の強化を図るべく、平成17年度から地域防災推進員養成事業という事業を県単事業として実施しております。防災士になるためには三つの要件が要るんですが、一つは日本防災士機構の認定研修を受けること、二つ目が普通救命救急の講習、実技ですね、これを受けること、三つ目は防災士試験の合格が条件になっておりますけれども、この養成事業の中ではこの最初の二つが実施されることになりまして、防災士の受験資格が得られるものでございます。この事業によりまして、防災士を目指す方はテキスト代3,000円と受験料3,000円を負担いただければ、研修の受講料の負担はございません。その結果、これまでに306人の地域防災推進員を養成してきております。さっきの693人のうちの多くはこの養成によるものと考えております。

古田委員

高知県ではなかなかこれが伸びていないというふうなことで、特別に県が推進役をするというふうなことで予算も組んでおりますけれども、四国で言うたら愛媛県が3,841人。これは調べた時点が違うかも知りませんが、この25年の5月末現在で愛媛県は3,841人というふうなことで、全国で3番目にたくさんの防災士が養成されているんですよ。やっぱりその周りの方に防災の大切さを教えて、一緒に取り組んでいくという点では徳島でも防災士を更にたくさん養成していただいて、取り組んでいただきたいということでお願いをしておきます。今後のことをちょっと言われなかったんですが、説明はもういいですのでの的確に言ってください。

左倉防災人材育成センター所長

今後の取組ですけれども、先ほど24年度までの地域防災推進員の養成、306名と言いましたけれども、実は24年度が49名でありました。今年度から合計で143名を養成いたしておりまして、拡大しております。中にはシルバー大学院の講座の一部といたしまして実施する方も含めまして、合計で今年は143名が受講しておりますので、このペースで増やしていくことを検討したいと考えております。

古田委員

積極的に進めていただきたいと思います。

次に、在宅の人工呼吸器患者に対する発電機のレンタルの件なんですけれども、和歌山県ではその内蔵バッテリーとか外部バッテリーを使用すると、大体徳島県もそういうふうにされておるんですけれども、電源が失われて6時間から12時間程度稼働というふうなことで、後は医療機関などに連絡を取って、行ってそこで治療するというふうなことになっていると思うんですけれども、それではその大規模災害発生時に道路が寸断されとか、緊急搬送や発電機の貸出しや病院の利用が困難な場合も予想されるというふうなことで、それぞれの世帯、在宅で治療されている人ですので、各世帯に事前に発電機を貸し出しておくような、長時間使えるような発電機をレンタルすると。病院に持ってもらって、そして治療に通っている人たちに先に渡しておくというやり方で、家庭用カセットガスボンベ式の物を検討されているというふうなことです。和歌山県の場合は68名が在宅で人工呼吸器を付けられている。それで60台分の購入費600万円を計上して、これに取り組むというふうなことが言われているんですけれども、徳島県も更に安心できるように、こういう和歌山県がしているような発電機レンタルというのをお考えになってはどうかというふうに思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

稲井感染症・疾病対策室長

ただいま古田委員のほうから、人工呼吸器を使用している患者さんに災害時の支援ということで、発電機の貸出し等をしてはどうかというふうな御質問でした。私どものほうで特定疾患の治療研究事業の対象となる難病患者さんのうち、在宅で常時人工呼吸器をして

いる患者様は今23名いらっしゃいます。平成24年6月時点の16名について各保健所で全ての患者さんに訪問調査を実施しました。その結果、県内の患者さんの使用している人工呼吸器には全て内蔵バッテリーが搭載されております。また、災害時や長時間の対応が必要となるという場合におきまして、全ての患者さんが外部バッテリー又は自家発電機若しくはその両方を所持していたり、予備の人工呼吸器を設置しているなどの対応が行われております。この調査結果は保健所、難病医療拠点病院であります徳島病院、徳島大学病院に情報を共有しております。災害時に患者の相談や入院調整の支援を行うということで態勢を整えております。

また、自家発電機の貸出しにつきましては昨年度ですが、重症難病患者拠点病院病院設備整備事業によりまして拠点病院と協力病院に声掛けをいたしまして、3病院におきまして12台の整備を行ったところです。ですので、患者さん自身に何らかの予備としてのバッテリー等を備えていらっしゃるということと、昨年度につきましては12台の貸出しの整備を終わったというところでございます。

古田委員

ほとんどの方にそれで行き渡るのかどうか分かりませんが、その23名おられる在宅で人工呼吸器をされている患者さん全ての方々が6時間から12時間だけじゃなくて、道路の寸断とか搬送がなかなかできないとか、東日本大震災の時にはそういう状況でなかなか行けなかった、それから今回の南海トラフ大地震では家庭用備蓄も1週間程度は用意しなさいというふうなことを言われている中で、この人工呼吸器に関わる方々というのは命に関わる問題ですので、12台で十分対応できるのか。今回、徳島病院のほうに貸し出すような、ここへ来てくれたら治療できますよというふうなことで、セットで置くというふうなことも言われているんですけれども、それで十分いけるのかというふうなことは、全員の患者さんにそれが行き渡っていけるかという点でも、もう1度検討していただいて、備えていただきたいというのが私の願いです。いかがでしょうか。

稲井感染症・疾病対策室長

徳島県では平成25年3月に徳島県災害時難病患者支援マニュアルを改定しまして、日頃から御家族の方には停電対策や万一の避難時の対応について確認していただくようお願いするとともに、保健所単位で難病患者を対象とした要援護者名簿及び個別支援台帳を作成して、災害時の情報提供や避難支援、安否確認のため、居住する市町村への情報提供をしております。このような形で御自身での自家発電機等の備えと併せて、市町村及び市町村の関係者の中でネットワークを通じて適切な避難誘導ができるとか、それと今委員のほうからも言っていただきましたように、新たな地域医療再生計画の中で拠点病院であります徳島病院に人工呼吸器を設置するということを計画して国に申請しているところです。国のほうで申請を認めていただきましたら、25年度中には人工呼吸器も整備するというふうなことになっておりますので、あわせて在宅及び入院の態勢等の連携を図りながら、災害

時の要援護者の対策を進めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

古田委員

全員の命が守れるように対策をしっかりと進めていただきたいというふうに思います。

次に、事前でお聞きをしたんですけれども、水門、陸こう、樋門の取組ですけれども、県土整備部関係では 1,095 基あるそれらの分で常時閉鎖が 453 基、操作が対象の分が 642 基あるというふうなことで、そこで少しずつ電動化というのはされているんですけれども、それと農林水産部のほうでは 483 基あるというふうな御答弁がありました。その中で電動化は少しずつ進められておりますけれども、なかなか自動化にはまだ至っていないということで、津波対策というのでは次予想される大きな津波といえは L2 津波だというふうなことでは、なかなか水門や樋門や陸こうを閉めに行くことはできないというふうな状況だと思っておりますが、今後どのように対策をしていこうとされているのか。それぞれ津波が到達する時間というのがまちまちですので、逃げるできないという場合がほとんどだと思っておりますので、今後どのようにされるのか、お伺いをしたいと思います。

池田運輸政策課長

陸こう、樋門、水門等に対する対策についての御質問でございますけれども、東日本大震災におきましても陸こう等を閉鎖した効果といたしまして、計画規模を超える津波に対しましても越流するまでの間、住民の避難時間を稼ぎ、また浸水面積や浸水深を低減して浸水被害を軽減するなど減災機能を発揮いたしております。

しかしながら一方で、樋門、水門、陸こうの作業に当たりました多くの消防隊員の方々の尊い命が失われました。改めて陸こう等の操作業務の危険性を認識した次第でございます。そのために一番必要なのは、可能な限り開口部を少なくするため、利用頻度が少ない陸こう等の統廃合、これの推進を図りまして、また立地条件により統廃合が困難な場合には利用後には必ず閉鎖する、常時閉鎖の徹底を現在のところ図っております。また、今年度におきましては海岸利用者の安全性や地震時の電源喪失対策を講じた自動開閉、自動閉鎖が可能な新技術を募集いたしまして、操作の確実性や閉鎖に要する時間について実証実験を行いまして、その検証を行い、その成果を今後の陸こうの自動化に向けて生かしてまいりたいと考えております。

古田委員

操作対象が 642 基というふうなことで、統廃合できるものは統廃合すると。それから、常時閉鎖で開けたら閉めるというふうなことを徹底すると。それから、スロープで乗り越えられるようにするとか、そのほかの分にどうしてもできない、そういうことができない場合は自動化を進めると。事前の委員会では電動化のことをいろいろお聞きしましたけれども、電動化の場合はその場に行ってボタンを押さなあかんわけですから、それではできないということで、自動化を進めるということですので、予算も日数もかかることなのです。

で、ぜひ着実に、計画的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

それと次に、住宅用火災警報器のことについてお尋ねをしたいと思います。前に私も防災委員会にいた時にいろいろお聞きをしてたんですけども、平成23年6月1日から警報器の義務付けが行われました。新築される場合は平成18年6月1日からから義務付けになっているわけですけれども、現在一番新しい情報でどのぐらいまで徳島県の場合は設置が進んでいるのか、お伺いをしたいと思います。

野々瀬消防保安課長

ただいま住宅用火災警報器の直近の徳島県内での設置状況についての御質問を頂きました。直近の数字といたしましては平成24年6月時点での推計設置率というものがございまして、これにつきましては徳島県は68.7パーセントということになっております。

古田委員

全国的に比べたら徳島県の場合どういう状況であるのか、総務省のホームページを見ますと、北海道とか東北とか近畿、中国とかいうふうな分け方で見ると、四国が最も低いんですね。四国が一番低くて、ほかの地区では70パーセントを超えて80パーセント近くになっとんですけれど、四国の場合は69.4パーセントというふうなことで、その中でも徳島県の場合は68.7パーセントというふうなことで、一番下は高知ですけれども、徳島県の場合もまだ全国平均にいていないというふうな状況で、今後どのように対策をされていくのか。義務付けにはなったけれども、義務付けされたことで大いに進んだのか、そこらあたりは検証して進めていかれたらと思うんですけども、いかがですか。

野々瀬消防保安課長

ただいま委員から今後の住宅用火災警報器の普及の対策、それから23年6月から完全に既存住宅についても設置が義務付けされたのだけれども、そのことによって四国や徳島県は進んできているのかという御質問を頂きました。まず、今委員から御紹介のございました24年6月時点で四国は設置率が69.4パーセントということで、全国平均が77.5パーセントということだったんですけども、ちょうどこれが、設置が完全義務化されてから1年ということになりますので、ただその前回比との伸び率ということを考えますと、四国は11.2ポイントの伸び、全国では6.2ポイントの伸びということがありましたので、やはり完全義務化というのは何かのスプリングボードになったのではないかというふうに考えております。

また、今後の普及でございましてけれども、完全義務化されるまでの間もそうでしたけれども、市町村それから県も広報媒体による周知ですとか、防災関係のイベント又は防災以外のイベントでも普及啓発活動を行う、また婦人防火クラブや消防団と連携しての普及活動も行ってまいりましたので、引き続きこういったことを力を入れてやっていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

古田委員

その義務付けされる以前、それは大変低かったのが小松島とか阿南とか海部とか板野西部、こういう所が30パーセント台で大変低かったんですが、それらの地域は大変頑張っていて、小松島の場合は現在は66.6パーセントと、30ポイント余って上がっているんですね。それから阿南の場合も63.6パーセントまで上がっていますし、板野西部の場合は72パーセントまで上がっている、全県の平均よりも高くなっていると。こういうふうな所で、今回のその24年6月1日時点の統計を言ってくださいましたけれども、やっぱり低い地域、まだ50パーセント台とか全県の平均に達していない、徳島県の場合は68.7パーセントですから、それよりも低い地区、そういった所にやっぱりしっかりと頑張ってよというふうなことで促す、啓発をするというふうなことがポイントを上げていく大きな一つの観点ではないかというふうに思うんです。いろんな場所で啓発、推進するように求めていくということなんですけれども、こういった低い地区に対してもしっかりと取組を強めてくださるようお願いできればと思いますけれども、それはいかがですか。

野々瀬消防保安課長

ただいま昨年度の状況等で全県の平均よりも低い所に力を入れていただくようにという御提言を頂きましたので、この話につきましても、消防本部単位等で統計を取っておるんですけれども、ぜひ御紹介いたしまして、また今後一緒に連携をして、啓発に努めていきたいと考えております。

古田委員

次に、トンネルの件でお伺いをしたいと思います。山梨県の中央自動車道で笹子トンネルのコンクリート製の天井板が崩落をして、たくさんの方が亡くなるという事故がありました。それを受けて、県内もトンネルの点検などをされていると思うんですけれども、県内の場合はどういう結果であって、今後どういう対策を執られていくのか、お伺いをしたいと思います。

神野道路整備課長

トンネルの点検とそれを受けての対応についての御質問だと思います。トンネル点検につきましては昨年の12月に発生しました笹子トンネルの天井板の崩落事故、またその3日後に発生した倶利伽羅トンネルの照明器具部品の落下事故等を踏まえまして、昨年末までにジェットファンや大型標識などの重量構造物のある17トンネルにつきまして緊急点検を行いまして、平成24年度末までに全ての県管理トンネル、当時99トンネルございましたけれども、これにつきまして照明灯などの小型の附属物や覆工コンクリートなどの一斉点検を実施し、緊急に対応が必要な落下や剥離のおそれがないことを確認いたしております。この結果につきましては、国土交通省から大型標識等の重量構造物につきましては昨年12

月末に、それ以外の小型構造物につきましては 6 月に全国の自治体の点検結果と併せて公表されております。

平成 25 年度からは今回実施したトンネル一斉点検を更に強化いたしまして、定期的な点検とそれに基づく予防保全的な修繕を行う道路トンネルの長寿命化対策ということを予算計上いたしております、現在、計画策定の実施中でございます。

古田委員

長寿命化を進めていくということで、今年度計画をされる予定だそうですが、この点検とか維持補修とかそういう管理、こういったところになぜなかなかお金が回らず、そういうことがきちんとできていなかったかということがやっぱり問題だと思うんです。それは 1990 年代に 10 兆円を突破したんですね、道路とか港湾などの新規建設費用。そして 1995 年度は 13.8 兆円、国全体ですけども。それなのに維持管理更新には 4 兆円台のお金しか予算が組まれなかったんですね。そして 2005 年には道路公団の民営化で管理コストの 3 割削減というふうなことを義務付けて、検査補修の規定緩和が行われて、そういったところへのお金がだんだん減されてしまって、十分な点検などがされていなかったのではないかというふうなことが言われています。

ですから、その維持管理更新、私たちがいろんなお願いに行っても、だんだん維持管理の分野はお金が減らされて、お金がないですというふうなことをよく言われるんですけども、こういったところの予算をしっかりと増やして、そしてその対策をきちんとしていく、点検もちゃんとしていくというふうな姿勢がやっぱり大事だと思いますので、そういう点ではぜひ国のほうへもそういう維持管理点検などに予算をしっかりと組んでくださいというふうなことは、今後も言っていきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

神野道路整備課長

維持管理、維持補修に対しては予算をしっかりと取っていけというお話だと思います。御存じのように、トンネルをはじめとしまして高度成長期に造ったいろんなインフラというのが、これからだんだんと高齢化といいますか、出来上がってから何十年も経過していくというのがこれから急激に増えてまいりますので、これまでも増して維持管理のコストの増大というのが心配されるところでございます。それで我々といたしましては、これまでの、事が起きてから修繕するというような対症療法的な保全ではなくて、あらかじめ計画を作っておって、事が大きくなる前に予防保全的に修繕をしていく長寿命化計画というのを策定して、コストの縮減でありますとか、均一化といいますか、コストの余り大きな山ができないようにするというようなことに取り組んでおりますので、今後とも維持管理の予算確保につきまして、国等にも一生懸命お願いをしてまいりたいと思います。

古田委員

しっかり国へもそういう必要な維持管理更新それから点検、そういったことへの予算確

保をしていくということですので、頑張っていたきたいというふうに思います。

ケンチョピアのお話が出ましたけれども、私もたくさんの方からケンチョピアのことをどう考えているんですかというふうなことをよく聞かれますので、大西議員から質問がありましたので、最後に一つだけ、今回のその大きな地震の津波想定でボートやヨットが県庁のほうへ流れ込んできたりとか、新蔵のほうに堤防を越えて流れていくとか、そういうふうな予想はされているんですか。それはないと、堤防で止まるだろうというふうに思われているのか、そこだけちょっとお聞きをして、対策をしっかりやってほしいというふうに思います。

池田運輸政策課長

ケンチョピアでの津波被害の想定についての御質問でございますけれども、現在 L 1, L 2 という津波の想定がございます。現在、L 1 津波での河川遡上も含めたいろんな検証を行っておりますので、その検証に基づいて津波対策のことが出てまいると思っておりますので、現段階では検証中ということでございます。

長池委員

長くはならないです。趣旨としては、随分、私自身もそうなんですが、やはり 2 年 3 か月たつて、防災意識といいますか、危機意識というのが風化してきておるんだなというふうに感じるものが最近よくあります。ここは例えばというのは言いませんが、これはここにいらっしゃる方、ほとんどの方が肌で感じることはないかなと思います。人間というのはそういうふうにできておりますので、3.11 の直後に受けたショックというのを 2 年間引きずりながら生きるというのはできませんので、そういう意味では風化すべき部分は風化しておるんですが、ただやはり、この危機意識の中でしっかりと後世には防災、安全、安心なまちづくりを残していかなくちゃいけないのが我々の仕事でございますので、そういった意味ではその風化に逆らうというか耐えながら、緊張感を持って防災の事業を進めなくてはならないというふうに思っております。

その中で少しお聞きしたんですが、防災センターのほうで寄り合い防災講座といいますか、出前講座といいますか、こっちに来て防災の話をしてくれと市民、県民からの要請があつて講座を開いておるといふ、それはもう以前から開いておるんですが、その数がやはりちょっと減少しておるといふふうに聞きましたので、まずはその具体的な数字を教えてくださいたいと思います。

左倉防災人材育成センター所長

ただいま寄り合い防災講座の実施回数についての御質問が出されましたけれども、寄り合い防災講座は県民の皆様の求めに応じて、県民の皆さんが集まっている場所に県職員が直接出向きまして、いろんな防災についての普及啓発、お話をさせてもらう講座でございます。平成 18 年の 6 月からやっているところでございます。件数的には平成 19 年度から

22年度までの間は年間約 220 回程度でございました。これが平成23年度の東日本大震災が発生いたしました年には 401 回に増加いたしまして、翌24年度は 301 回となっております。これは分析としましては、23年度は東日本大震災で高まり、24年度は23年度よりは低下したけれども、まだ以前の 220 回というよりは高いところにあるかなということがございます。ちなみにこの 4 月、5 月を調べてみましたら、24年度と同じ回数だったということがございます。

長池委員

ありがとうございます。当然そういうふうになっていくんだろうなと思う中で、繰り返しますが、風化させないために県の取組というのをしっかりとしていかなきゃいけないと思うんですが、実際に今後の取組としてどのようなものがあるかをお知らせ願いたいと思います。

左倉防災人材育成センター所長

まず、先ほどお話に出ました寄り合い防災講座については、二つの観点から改善というか進化させていきたいと考えております。一つは講座メニューなんですけど、基本講座という、とにかく防災の話をしてくれと言ったらそれをやるわけですけども、それ以外に個別講座というのが九つ、今現在あります。それにつきましては例えばボランティアだとか、企業防災だとか、住宅耐震化とか、水害とか、土砂災害とか九つほどあるんですが、それに新しく今年度は四つ加えました。中央構造線の話とか、障害者の防災の話とか、農林水産の話とか、ペット対策、この四つを加えて13になりました。

それともう一つは、今までは来てくださいと言った所に対応してきたわけですけども、今後は例えば市町村と連携いたしまして、例えば自主防の空白地帯、そういった所についていかがですかという形で、我々のほうから積極的にニーズを掘り起こしていくというふうなことをしていきたいと考えておまして、名前も寄り合い防災講座から、今年度からとくしま-0(ゼロ)作戦防災出前講座というふうに変えまして、攻めの防災講座ということで進化させていただくところでございます。

それと、防災センターがやはり普及啓発の拠点でございまして、こちらのほうについても取組を若干申し上げますと、まず去年、24年の9月補正で津波被害予測に基づくDVDを作るということで、これは早速作っておりまして、今年度来られた方は入り口、エントランスという所でガイダンスという説明会みたいなものを受けるんですが、その時に活用をさせていただいております。

また、昨年12月に施行されております「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」、こちらのほうについても分かりやすくしたパネルを常設展示ということで、防災センターに来ていただければ常設展示をしております。それと防災パネル展ラリーといいまして、一年中何かのパネルを2週間ぐらいの単位で入れ替えて展示をしております。例えば社協さんと連携して災害ボランティア、それから住宅課さんと連携して

木造住宅耐震化，それから商工 3 団体青年部の方と連携いたしまして，率先避難企業になろうと，これにつきましては長池委員にも御協力賜ったと聞いておりますけれども，そういったものやっております。今後，エントランスに大型のディスプレイを当初予算で認めていただいておりますので，それを導入いたしまして，様々な防災情報を一元的に提供してまいりたいと考えております。さらに防災センター内部だけでなく，逆に出て行ってスーパーとか量販店とも連携して，一般の皆さんにも普及啓発を進めていきたいと考えております。

このようにいたしまして，防災センターを拠点といたしまして攻めの防災啓発を行いまして，東日本大震災で高まった防災意識の更なる向上を図りまして，地震発生時の死者ゼロを目指してまいりたいと考えております。

長池委員

防災センターの PR タイムみたいになってしまったんですが，実はこれが私は大事だと思っておるんです。本当にこの風化を止めるためには我々がどんどん PR して，防災に対して，例えば防災センターではこんなことをやっているよというのを周りの者に伝えて，地域に伝えて勉強してもらったり，またこっちから出向くから，メニューもいっぱいあるから，どんな講座でも用意するからというのを本当に県庁職員また議員全員が PR していくことが，一つの風化の対策になるのではないかなというふうに感じております。なかなか防災センターに行ってくれと言っても，本当に何かないと行く機会が少ないんじゃないかなと思うんですが，そういうふうに御準備いただいておりますというのを聞いて，私もどんどんそういった利用を促していきたいというふうに思っております。

もう一つ，これもすぐ終わります。木造住宅の耐震化で，これはずっと私もいろいろ御相談させてもらっておるんですが，今木造の住宅課のほうで進めておる事業が，どうも去年，おととしと予算は付けてあるんですが，その目標件数にいていないというふうな結果になっております。簡単に去年，おととしの実数，また予算，さらには今年目標あたりの数字があればお聞きしたいなと思います。6 月ですが，今現在の執行状況は必要ないので，2 年間の数字と今年の予算，目標をお願いします。

松田建築指導室長

ただいま木造住宅耐震化事業の過去 2 年度の実績と今年度の予算戸数について御質問いただきました。木造住宅耐震化事業につきましては大きく三つの柱で事業を実施いたしております。

まず，耐震診断でございますけれども，23 年度は予算戸数 2,200 戸，それに対して実績が 2,183 戸でございます。24 年度につきましては同じく予算が 2,500 戸，それに対して実績が 1,592 戸というふうになってございます。

続きまして改修でございますけれども，改修には 2 種類ございまして，住宅全般的な本格的な改修を行うものにつきましては，23 年度 230 戸の予算を頂いております，それに

対して96戸の実績。平成24年度は100戸の予算を頂いておりましたが、24年度につきましては実績は140戸ということになっております。

それからもう一つ、簡易なリフォームでございますけれども、これにつきましては23年度200戸の予算に対して66戸の実績。24年度につきましては400戸の予算に対しまして111戸の実績というふうになってございます。

今年度の予算戸数でございますけれども、耐震診断につきましては2,800戸、耐震改修、本格改修につきましては200戸、住まいの安心・安全なリフォーム支援事業につきましては400戸ということで予算を付けていただいております。

長池委員

予算は200戸と400戸ということ、それと診断が2,800戸ということですが、目標もその数ということでよろしいでしょうか。

松田建築指導室長

当然、これだけ執行しなさいということで予算を付けていただいておりますので、その戸数を目標にして、努力してまいりたいと考えおります。

長池委員

ということなんです。これもさっきの話でないんですが、本当にここにおるメンバーが総力を挙げないと、なかなかこの目標までいかないんじゃないかと。ちょっと数を数えましたら、この部屋に大体今100人おるんですね、100人。ですから、例えば100人が自分の家はきれいだったら、年寄りの家とか近所の人にPRして、何とか頼むわって言ったらもう100件できるんですよ。去年のいわゆるリフォームが111件ですから、ほぼ同じ数ができる。だから、やっぱり重要なのはそういったPRであったり、熱意であったり、この事業をいかに進めていくかという全体の意識ではなかろうかと思えます。それとプラス、必要なのはこの事業そのもののやはりかかる費用、個人負担の部分が随分大きいというふうなアンケートもあったように思います。また、条件緩和ということで、どうしても診断して0.7以上が必要であるとかいう条件が厳しいんじゃないかというふうな声も聞かれますが、そのあたりについてどうお考えでしょうか。

松田建築指導室長

改修事業についての御質問でございます。まず、工事費につきましてはこのあいだ私どもで3月に実施しましたアンケートの結果を見ますと、資金の用意がなかなかできないというふうに御回答いただいた方が多かったというふうに考えております。資金につきましては一般的にまだ具体的には耐震改修の見積りまで至っていない方が多いのではないかと思うんですね。ただ何となく認識的に工事費がかなりかかるんだろうというふうにお思いの方もいらっしゃると思いますので、昨年度から私ども耐震診断を終わられた方に対して

戸別訪問を行いまして、ぜひ耐震改修を行ってくださいということで、戸別、具体的な訪問も行っております。そういったことを通じまして、それぞれのお宅で適切な耐震改修の方法、それも工事費をできるだけ低減できるような耐震改修の方法もあるかと思っておりますので、そういったことについても今 6 月補正でお願いをいたしております安全・安心なリフォーム・コンシェルジュ事業等を活用しまして、詳細の情報を県民の方々にお伝えしていきたいというふうに考えております。

工事費の低減につきましては、私どもで具体的な工法も開発いたしております、昨年度、耐震建具というものを関係団体、徳島大学さんの御協力を頂きまして造ってございまして、今年度普及を図ってまいりたいというふうに考えております。耐震建具でございませつか、これまでに実施しております耐震シェルター、それと住宅全体の改修はしないけれども、普段お住まいの部分、例えば居間でありますとか寝室の部分については、地震が来ても一定程度耐力があるような一部屋改修、そういったもので県民の命を守っていくというようなことで事業を進めてまいりたいというふうに思っております。

長池委員

やはり診断はしたんだけど改修に至らない、その間の掛け橋が十分必要じゃないかというふうに思います。健康診断して体は悪いというふうに診断が出とんやけども、どんな治療をすればいいか分からない、また完全に治らな保険は下りないみたいな条件になっとなですわ。ほなけんちょっとでも健康になったらそれで保険は下ろしてあげるようなシステムのほうが、特に今、古い木造住宅に住んどる方のイメージですよ、大方は年配の方が多いんじゃないかなと思います。やっぱり若い人はきれいな家に住んでますわ。特に御老人の方、年配者で例えば独居老人とか、そういう方はもう自分のことで余りお金を使いたくないんですよ。できれば子供や孫のために使おうということで、自分やが住んどう家をわざわざ自分の命を守るために耐震化しようっていうのは直結しないんです。これ、子や孫が住んでおったら耐震化するんですけどね。

だからやっぱり、そこにもっともっとより突っ込んだ掛け橋というかね、そういうのが必要なんじゃないかなと思います。体が悪いの分かっとうわと言うてね、諦めとう人がようけおりますが、そうじゃなくて、ちょっとでも長生きして元気になってくださいっていうふうな事業にしなきゃいけないと思うんですが、今は健康診断だけして、そのうち死にますよっていう人をいっぱい作っているだけでね、ここまで元気になってもらわな保険下ろしませんっていうような感じなんですよ。ほなけん、ちょっと柱 1 本足しただけでも補助してもええと思うんですよ、私はね。そのあたりがまだ制度的にしっかりと付け足してもいいかなと思うんですが、これはもう今年度進んでおりますので、ぜひこの目標をしっかりと皆さんで共有して、何とか目標をクリアして前へ進めていく、それで風化させないというふうな事業の一つにしてほしいと思います。

それと耐震建具ということでこの新聞も私、切抜きで持っておるんですが、これをどこかで見られたらええなと思うんですが、常設でどこかしとるような所はあるんですかね。

松田建築指導室長

昨年度、耐震建具を作成いたしましたして、作成後はイベント等の会場には運び込んで展示はしておりますけれども、現在のところ常設展示をしているような場所はございません。

長池委員

ぜひ建具とかシェルターとかをどこか、できましたらさっきの話でないですが、防災センターとか県庁のロビーとか公的な場所とか人が集まる場所にいっぱい、建具ってこれ写真見たら、ふすまがあったり障子があるんですが、見て触って、これならうちでもできるっていうふうに感じてもらえる場所がやはりあるべきだと思いますし、パネル展示もいいですが、肌で感じてもらえるような防災のグッズといたしますか、こういった展示をぜひお願いしたいんですが、どうでしょうか。

左倉防災人材育成センター所長

防災センターで耐震建具とかシェルターの展示を検討したらどうかという御質問かと思えますけれども、さきの一般質問におきましても、防災センターの今後の対応といたしまして住宅耐震化の常設展示を検討したいと部長のほうから答弁させていただいております。危機管理部といたしてもこの課題は重要な課題と認識しておりますので、この件につきましては県土整備部とも相談の上、委員の質問の趣旨も踏まえまして、前向きに検討したいと考えております。

長池委員

もう最後にします。答弁が短かったらすぐ終わります。このBCPが出たんですが、これはかなり分厚くて詳しくて、逆に言うと読みづらいんですが、これは誰のために作って、誰に配る、農家のおっちゃんに配るのか、そのあたりちょっと教えていただけたらと思います。

井筒農業基盤課長

ただいま農業版BCPについての御質問ですけれども、今回策定しました農業版BCPは、県及び市町村が対応すべき取組をまとめたBCP本体と土地改良区や農業者の方々に御活用いただく別冊マニュアル集の2部構成となっております。さらに、その別冊マニュアルの中は土地改良区BCPマニュアルと営農再開マニュアルの二つとなっております。

このうちBCP本体につきましては、県及び市町村の方々に見ていただくもの、それから土地改良区BCPマニュアルにつきましては、用排水機場や水路などの農業用施設を管理する土地改良区が策定するBCPのひな型となるものでございますので、その対象は土地改良区の皆様と考えております。また、営農再開マニュアルにつきましては、除塩方法やその手順及び各種試験結果などを取りまとめたものでございますので、農業団体や農業

者の方々を対象と考えているところでございます。

長池委員

もうまとめます。このBCPってようけあるんですよ、ほかにも。さっきも学校教育のマニュアルとかおっしゃってましたけど、大体全部を網羅しようとして分厚かったりして、結局分厚すぎて、例えば学校で言うと一先生までその真意が伝わらない、農業で言うとそういった本当に現場で作業しよう人の不安が取り去れない。ややもするとそういったことになりかねませんので、しっかりとターゲット、さらにはその先に現場の人たちがいる、またそういった不安があるといったことをイメージしながら、しっかりとまずは作成した後の広報、さらには説明にしっかりと取り組んでいただきたいというのが趣旨でございますので、御要望を申し上げておきます。以上でございます。

西沢委員長

これ質問でございませぬ。要望です。先ほどもいろいろありましたけど、避難困難地区、いろいろ出ましたよね。これ、さっきに名前が悪いという話がありましたよね。先ほどから頑張る、頑張ると攻めの防災と言っていますので、これ、避難頑張る地域とか、何かもっと前向きなことに変えられんのですかね。仮にこれ国が決めた言葉であったとしても、サブネームで使ってもいいんとちゃうかなというのが要望です。

それからもう一つ、高速道路の避難場所の件ですね。これはもう道路の目的の一つに入れるような提言もしていいんじゃないですかね。そして国のほうでやってもらうと。それで、計画は住民参加とか市町村参加ですという形にすれば、すっきりいくんですよ。道路というのはなかなか、道路をすることに対して嫌がる人もおるんですよ。ところが、海部病院みたいに病院をやったり、それから避難場所を提供するという形になると、道路そのものが非常にランクが上がってきて、住民が非常にやらんかという話になってくるんで、これは道路行政にとっても非常にいいと思うんで、これらを道路の目的の一つという形に入れてもらうように提言してほしいと思います。これで終わります。

ほかに質疑はございせんか。

（「なし」と言う者あり）

以上で質疑を終わります。

次に、請願の審査を行います。お手元に御配付の請願文書表のとおり 1 件となっております。請願第 28 号の 3 「ひとりひとりを大切にすゆきとどいた教育について」を審査いたします。本件について理事者に説明を求めます。

佐野教育長

①－ 1 各市町村の小中学校の校舎耐震化に対し、県として十分な財政措置をすることにつきましては、公立小中学校施設の耐震化は、設置者である市町村が国からの補助を受けて計画的に取り組んでおり、県下公立小中学校施設の耐震化率は平成 22 年度末の約 77 パー

セントから大きく進捗し、平成23年度末では約86パーセントとなりました。国ではこれまでも耐震化に係る補助制度の拡充や地方財政措置の拡大、大規模な補正予算等によって、市町村の要望に対応しているところです。県といたしましては国に対して、更なる補助制度の拡充や予算の確保について重点的に要望を行ってきたところ、平成24年度につきましては当初予算に加え、予備費及び補正予算により対応されたところです。

一方、県も市町村と同様に、県立学校の設置者として平成27年度末の県立学校耐震化率 100 パーセントを目指して取り組んでいる中で、国の補助率のかさ上げ対象とならない小中学校施設に対する県独自の補助制度を平成20年度に創設し、平成27年度まで実施するなど現時点において可能な限りの支援を行っているところです。

①ー2 津波に対して子どもたちの安全な避難場所の確保に努めることにつきましては、甚大な被害が想定されている南海トラフを震源とする巨大地震に備え、児童生徒が自らの命を守り抜くため、主体的に行動する態度を育成する防災教育の推進や津波に対して安全な避難場所の確保は、大変重要であると考えております。県教育委員会では学校防災管理マニュアルを全面改定し、災害発生時に児童生徒の命を守るための指針を示しております。学校においては学校防災管理マニュアル及び徳島県津波浸水想定に基づき、津波・地震災害に対する避難場所の見直し、検討を行い、児童生徒の安全な避難場所の確保に努めております。

西沢委員長

理事者の説明はただいまのとおりであります。本件はいかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

（「採択」と言う者あり）

それでは、意見が分かれたので、採決に入ります。

お諮りいたします。本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの（起立採決）

請願第28号の3

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、ただいまの予定といたしまして、8月26日から8月28日までの三日間の日程で、地震・津波等の防災対策に係る先進的な事例等を調査するため、高知県及び関東方面の関係施設等を視察したいと考えておりますの

で、よろしく願いいたします。

これをもって、防災対策特別委員会を閉会いたします。(14時53分)